

令和4年6月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和4年6月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和4年6月6日（月） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号 中川村議会議員及び中川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第2号 中川村森林体験館施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第3号 中川村キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第4号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第5号 村道路線の変更について
日程第 9 議案第6号 令和4年度中川村一般会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第7号 令和4年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第8号 令和4年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第9号 令和4年度中川村下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第13 一般質問

3番 松澤文昭

- (1) 中川村への移住定住を促進するために、地域価値を総合的に高める取り組みと人口減少の歯止め対策についてPART4

6番 中塚礼次郎

- (1) コロナ禍・ロシアによるウクライナ侵略の中で、今こそ家族農業を守り食料自給率の向上を

7番 桂川雅信

- (1) 地域の活性化とは何によってもたらされるのか
(2) 企業誘致より起業支援で村内収益の拡大と循環を
(3) 村内に新しい雇用の場、特に女性の働く場をつくる契機を
(4) 南箕輪村から学ぶものは何か 居住環境の整備と村の公式ホームページについて

8番 柳生 仁

- (1) 防災について
(2) 福祉について
(3) 有機農業について

出席議員（9名）

- 1番 片桐邦俊
2番 飯島 寛
3番 松澤文昭
4番 大原孝芳
5番 松村利宏
6番 中塚礼次郎
7番 桂川雅信
8番 柳生 仁
9番 (欠員)
10番 山崎啓造

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|------|---------------|------|
| 村長 | 宮下健彦 | 副村長 | 富永和夫 |
| 教育長 | 片桐俊男 | 総務課長
会計管理者 | 松村恵介 |
| 地域政策課長 | 眞島 俊 | 住民税務課長 | 小林郁子 |
| 保健福祉課長 | 水野恭子 | 産業振興課長 | 宮崎朋実 |
| 建設環境課長 | 松澤広志 | リニア対策室長 | 小林好彦 |
| 教育次長 | 上山公丘 | | |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 桃澤清隆
書記 座光寺 てるこ

令和4年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和4年6月6日 午前9時00分 開会

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年6月中川村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

本日は、議員各位におかれましては御多用のところ令和4年6月中川村議会定例会に御参集を賜り、誠にありがとうございます。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、侵略戦争は、本日で103日目を迎えました。当初、首都キーウを制圧し、ウクライナをNATO同盟国から距離を置かせ中立化させた現政権をロシアの影響下に置くことを目指していましたが、ウクライナ側の激しい抵抗に遭い、これを諦めてロシア隣接の東部の各州を制圧し、親口派の下に置きつつ、クリミア半島に続くウクライナの一部引き剥がしを狙い、さらに激しい砲撃、ミサイル攻撃を続けております。

また、アメリカはじめ日本などが欧州に目を向けている隙を狙って、朝鮮民主主義人民共和国——北朝鮮は、中距離弾道ミサイルはじめICBMと思われる弾道ミサイルの発射実験を繰り返して行うなど、挑発行為を続けております。

国連は安全保障理事会会議を開催し、米国提案で原油、石油精製品のさらなる削減、ハッカー集団の資産凍結などの決議案、これを提出いたしました。拒否権を持つロシアと中国の反対で13対2で否決されるなど、世界の二極化対立の激しさを象徴する結果となっております。

ロシア南部からウクライナにかけて広がる肥沃な土地での小麦の収穫が戦争の影響で思うようにできず、またロシア艦隊の黒海封鎖で穀物輸送が滞り、フランスなどでの干ばつ、異常気象の影響で小麦の生産高が減っているようであります。

小麦、大豆などは先物相場で価格が決まるため、相次いで値上がりをしております。

また、パン、油脂だけでなく、あらゆる食料品も一斉に値上がりをいたしました。

ガソリン、軽油、灯油、重油など石油全般、原油高騰による電気の値上げ、ガスの値上げと、燃油全体の値上がりは村民はじめ製造業、加温施設栽培農家、規模の大きい水稻農家、ガラス工芸業、スーパーはじめ小売業全般及び観光宿泊業など、ありとあらゆる業界に影響を及ぼしております。

県内での新型コロナウイルス感染者は、先々週まで400人台の発症を続け高止まり

が心配されていましたが、ここへ来て200人台から100人台に下がり始めております。

上伊那では、ゴールデンウィーク明けの5月18日にピークの56人の発症を確認した以後、徐々に下がり始めております。

感染警戒レベル4から3に下がったことを受け村も公共施設の利用条件緩和を行い、また営農センター総会などの会議も対面会議を再開いたします。

地域における会合も、1時間程度、十分な換気の下での対面の集まりを始めていただきたいと思いますところでもあります。

ここで、中川観光開発株式会社、望岳荘の第52期最終の営業収支予測ができましたので、簡単に申し上げますのでお聞きをいただきたいと思っております。

宿泊、宴会、食堂であります。前期、51期の実績が2,114万円です。それに対して、当期、第52期の最終予測は6,646万円。

委託収入であります。51期の前期では5,431万円、指定管理料を含め村から委託収入を受けておりますが、52期では2,713万円を今のところ委託収入として受けております。

これによりまして経常利益は51期の前期でマイナス801万円、今期の最終予測であります。マイナス1,300万円余りとなる見込みであります。

当期の第52期は、令和3年7月から12月までコロナの影響はありつつも、10月から12月にかけて少しずつ客足が戻りかけておりましたが、年末年始を境に感染者数が急増し、令和4年——今年1月10日から感染拡大防止のため日帰り入浴と食堂を村民限定の利用に制限し、宴会、宿泊は停止をいたしました。国の蔓延防止措置に合わせまして1月27日から3月6日まで村民限定の日帰り入浴のみの苦しい営業を続けてまいりました。

4月の桜、5月のゴールデンウィークは、3年前に比較するとまだまだではありませんが、徐々に宿泊客も増え始めるなど、コロナがそのまま小康状態から終息に向かうならば、夏合宿ではかなり業績回復につながるものと期待をしているところであります。

村内の飲食業も少しずつ客足が戻りつつあることは、国道沿いの飲食店の明かり、駐車台数である程度確認はできますが、各種燃油、光熱費の値上げ、食料品をはじめとする日常生活用品の値上げに対して、消費生活の下支え、また産業全般に対して助成し、支援を行う時期が到来しておるものというふうに思っております。

さて、本日の会議で審議いただきたくお願いをいたしますのは、令和4年5月25日付で専決処分しました損害賠償の額の決定及び和解についての報告等3件の報告、村議会議員及び村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正等の条例改正の4議案、村道路線の変更1議案及び令和4年度一般会計、介護保険事業特別会計、水道・下水道事業会計の補正予算案の4議案、合わせまして9議案を審議いただくものでございます。

また、本会議最終日には、燃油高騰に伴う事業者支援を行うため、追加の補正予算を審議いただきたいというふうに考えております。

さらに、教育委員会委員の選任についての人事議案を御審議いただきたいと存じます。

燃油高騰の中、村民生活全般に関わる現在の経済情勢を御賢察いただきまして、慎重なる審議の上、原案どおりお認めいただきますことをお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とします。

どうかよろしく願いいたします。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により8番 柳生仁君、1番 片桐邦俊君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 (大原 孝芳) では、過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期は本日6月6日から10日までの5日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号から議案第4号の条例案件、議案第5号の一般議案、議案第6号から議案第9号までの各会計補正予算、以上については上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までお願いします。

引き続き一般質問を行います。

7日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、全員協議会を行います。

8日は委員会の日程としますので、請願、陳情の付託を受けた委員会はその中で審査をお願いします。

9日は議案調査とします。

最終の10日は午後2時から本会議をお願いし、請願、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程から趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

また、一般会計補正予算及び人事案件が追加予定されておりますが、追加議案等については当日の日程でお知らせし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決をお願いします。

なお、議場内においては夏期の軽装を適用させていただきノーネクタイ、上着自由としますので、御承知おきください。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いしまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から6月10日までの5日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月10日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、去る3月定例会において可決されたミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、村長から行政報告の申出がありました。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号について説明を求めます。

なお、報告第3号の中川村土地開発公社の経営状況については後ほど時間を取り細部についての説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

では、初めに報告第1号の説明を求めます。

○総務課長 地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について別紙のように専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決番号は第8号、和4年5月25日専決になります。

裏面のほうを御覧いただきたいと思います。

損害賠償の額の決定及び和解について

村道溝林刈谷線における村道側溝蓋接触による損害賠償の額を次のように決定し、和解をしたものであります。

- 1、事故発生日時は令和4年3月27日午後5時15分頃です。
- 2、事故発生場所は村道溝林刈谷線です。
- 3、相手の住所、氏名は記載のとおりであります。

損害車両は普通乗用車です。

- 4、事故の概要につきましては、被害車両が走行中に横断側溝の蓋が外れ車両に接触したものであります。
- 5、損害賠償の額は4万8,050円になります。

以上、報告をいたします。

○議長 次に報告第2号の説明を求めます。

○地域政策課長 報告第2号 令和3年度中川村一般会計繰越明許費計算書について報告いたします。

令和3年度中川村一般会計補正予算(第7号)(第10号)(第11号)に定めました繰越明許費を別紙計算書のように翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

次ページを御覧ください。

2 款 総務費。
 総務管理費、電子化推進事業は、コロナ禍における資材の遅延により 1,466 万 2,000 円を繰り越しました。
 同じく財産管理費では、公共施設等総合管理計画改訂事業がコロナ禍での行動制限により現地調査の遅延が生じたため 330 万円を繰り越しました。
 同じく企画総務費では、マイナンバーカード転入手続ワンストップシステム改修事業負担金は国の繰越事業に伴うものとして 192 万 5,000 円を繰り越しました。
 3 款 民生費、社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、申請期限が令和 4 年 9 月末までとなっているため 804 万 3,000 円余りを繰り越しました。
 6 款 農林水産業費。
 農業費、農業委員会費では、コロナ禍における資材の遅延により農業委員用タブレットの納入が遅れたため 18 万 6,000 円を繰り越しました。
 林業費、林道管理事業では、林道黒牛折草峠線村単復旧工事 1 号～3 号の箇所について、1 月 2 月の降雪のため年度内工事完了ができず 782 万 1,000 円余りを繰り越しました。
 7 款 商工費。
 商工振興事業は、緊急飲食店等事業者支援給付事業を令和 3 年度から着手し、4 年度にまたがり給付を行っていくため 332 万円を繰り越しました。
 同じく商工費のふれあい観光施設管理事業では、計画の見直しと調整に時間を要し 3,700 万円を繰り越しました。
 8 款 土木費。
 道路橋梁費の道路維持管理費では、工法選択や調整に日数を要したため 2 路線 914 万 7,000 円を繰り越しました。
 道路新設改良事業では、地元調整や地域の交通規制調整等に日数を要したため 4 路線 8,194 万 5,000 円を繰り越しました。
 橋梁維持管理費では、コロナ禍の資材納期の遅延により 3 か所 2,008 万 3,000 円を繰り越しました。
 河川費の河川整備事業では、他事業との調整に日数を要したため 290 万 4,000 円を繰り越しました。
 10 款 教育費、教育総務費、教育委員会事務局費では、保育園、小・中学校あり方検討支援事業について、コロナ禍により検討会の開催調整や実施調査への行動制限があったため委託料 400 万円を繰り越しました。
 11 款 災害復旧費。
 農林施設災害復旧費、農地等災害復旧事業では、令和 3 年 8 月豪雨災害 2 か所分について工期の調整や設計見直しにより年度内に完了ができず 1 億 1,936 万 3,000 円を繰り越しました。
 同じく林業施設災害復旧費では、1 月 2 月の降雪による影響もあり 3 つの工区で 3,976 万 4,000 円余りを繰り越しました。

翌年度への繰越額の合計は 3 億 5,346 万 4,041 円となります。
 以上、報告いたします。
 ○議 長 次に報告第 3 号の説明を求めます。
 ○地域政策課長 続いて、報告第 3 号 中川村土地開発公社の経営状況について御報告いたします。
 地方自治法の規定に基づき別紙のとおり中川村土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し報告するものですが、先ほど議長からお話がありましたとおり、この場におきましては、令和 3 年度の事業報告及び決算並びに令和 4 年度の事業計画及び予算につきまして、過日、理事会におきまして承認いただいている旨を御報告申し上げます。
 詳細につきましては場所を改めて全員協議会で説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。
 ○議 長 以上で諸般の報告を終わります。
 日程第 4 議案第 1 号 中川村議会議員及び中川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 議案第 1 号について提案説明をいたします。
 例規集は第 1 巻 131—21 ページからになります。
 提案理由は、公職選挙法の一部改正に伴い本案を提出するものであります。
 改正内容は、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用のポスターの作成の公費負担の変更になります。
 第 4 条第 2 項アでは、選挙運動用自動車の借入れ契約の金額について「15,800 円」を「16,100 円」に改めます。
 また、同号イでは、燃料の供給契約の代金「7,560 円」を「7,700 円」に改めます。
 第 8 条では、選挙運動用のビラの作成の公費負担 1 枚当たりの作成単価「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改めます。
 第 11 条では、選挙運動用ポスター作製の公費負担 1 枚当たりの印刷費単価「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に、また基礎額の「310,500 円」を「316,250 円」に改めます。
 施行期日は公布の日からになります。
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。
 ○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありますか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
日程第5 議案第2号 中川村森林体験館施設条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長 議案第2号 中川村森林体験館施設条例の一部を改正する条例の制定についてについて御説明をいたします。
例規集は2巻の1005ページとなります。
提案理由は、森林体験施設の使用料の上限額を改定するため本案を提出するものがあります。
第8条第2項、利用料金について、その額については別表の額の範囲内で指定管理者が定めるものとされています。
昨今のアウトドアブームによりキャンプや森林体験の人气が高まり、さらには高級志向のキャンプニーズの高まりを受け、施設の充実やサービスの向上、物価の上昇などを鑑みる中、利用料金の上限の引上げを行います。
四徳森林体験館の泊まり1人1夜をこれまでの5,400円から1万円に、四徳オートキャンプ場のキャンプサイト1区画1夜をこれまでの5,400円から2万5,000円に、キャビン1棟1夜を5,000円から4万円にそれぞれ改め、上下限の範囲でキャビンのグレードやキャンプサイトの充実度に合わせて料金の設定を行います。
あわせて、その他必要な事項を改めます。
今回の改正により、より指定管理者によるサービスの向上や利用者の利便性の向上が図られることを期待しております。
施行期日は令和4年4月1日から適用します。
以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

○7番 (桂川 雅信) 議案第2号についてちょっと意見、質問を申し上げたいと思います。
キャンプ場などの利用料金に一定の幅を持たせたのは、利用者の不公平感をなくしながら管理者が適正な料金収入を得られるようにすることが最大の目的だと思います。
ところで、この単位ですが、1人1夜のようなものは、例えばキャンプサイトのロケーションによって分けているんだろうっていうことはすぐ分かるんですけども、炊事場の1人1回100円、上限500円、あるいは浴室の1人1回150円、上限900円

というのは、上限金額で利用者、利用回数を制限しているようにも見えます。実際はどうなのかはよく分かりませんが、条例としては曖昧な表現と私は思います。

あるいは、炭焼き体験施設も1団体1回の利用料金が2,500円から7,500円の範囲となっていますが、これなどは1団体が3回までしか利用できないのか、あるいは、そうならばそれは1か月間なのか1年間なのかなど、よく分からない議論になってしまいそうです。もしかすると、これは炭焼き材料の投入量なのかもしれませんが、ならば、これは1団体1回投入量当たりということになります。

こうやって見ると利用料金の単位は利用者と管理対象施設の様々な条件によって変化することが想定されますし、利用者の苦情やクレームによって不公平感が強いことが分かればすぐにでも変更する必要も出てきますので、むしろ条例上は明確な規定には不向きなのかもしれません。

したがって、この単位の部分は条例の外に出して、指定管理者が上限・下限額を決めた料金表に従って作成している詳細な料金表を村長が承認するという仕組みも考えられますが、そうすると別表自体が基準の不明確な曖昧なものになってしまいます。

もともと議会の議決を必要とするのは下限額、上限額を変更するときですから、利用者による単位の変更などはその都度指定管理者と村が協議して決めるようにすればよいわけですから、条例上は別表の単位の部分は利用者の人数、利用回数、利用料や利用面積等に応じて決めることができるように工夫する必要があるように思います。

あとは別表の表現方法だけの問題ですので、曖昧さや別解釈の余地がないように、かつ指定管理者が迅速に村との協議をすることができるような工夫をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○産業振興課長 ただいま御意見いただいた件についてであります。

別表につきましては、詳細な部分、今御意見いただいたようないろいろなケースが考えられます。御意見いただいた内容を参考とさせていただきながら、今後は、指定管理者と協議を行い、最適な利用体系ができるように別表の改定についても検討を進めたいというふうに考えております。

現在の料金表につきましては、このような上限、下限の一覧表になっておりますので、今回はその上限額を時代のニーズに合わせて改正させていただき、詳細な部分については、今後引き続き検討させていただきということでお願いできればというふうに思います。

○議長 長 ほかに質疑はありませんか。

○7番 (桂川 雅信) すみません。附則では「公布の日から施行し、」となっていますが、令和4年4月1日から適用になっているんですが、これはもう既に適用しているということになるので、遡って適用ということになるんですが、既に利用している方の料金はということになるのか、ちょっとそれだけお答えください。

○産業振興課長 遡って適用という形で今回提案をさせていただきました。今シーズンの客利用が始まっておりますので、その中では改定をさせていただいた料金で今は進めているという状況になります。

○議長 よろしいですか。

○7番 (桂川 雅信) ということは、今利用されている方、今日までに利用された方は料金を払っていると思うんですが、それは遡って追加で利用者から徴収するっていうことでしょうか。

○産業振興課長 詳細の部分につきましては、ちょっと今御返事をしかねるところがあります。内容について確認をさせていただいて、また御報告をさせていただくというよいことをお願いできればと思います。

○議長 ほかに……。

○7番 (桂川 雅信) いや、それは、この条例をここで決めるのであれば、議会議決することですから、施行するのは議会で議決した後からになるはずで、遡ってやるのであれば、これは明らかに遡及して徴収するっていうことになるので、そんなことできるんですか。

利用者からしたら何だそれはということに私はなるんじゃないかなと思うんですが、施行日は議会で議決した以降にしたほうが利用者にとっては非常に分かりやすいんじゃないかと思えますけど、どうですか。

○村長 ただいまの桂川議員の御質問でございますが、料金を値上げの場合について遡及をするということは基本的にはまずいという、御指摘のとおりでありますので、今日は提案をさせていただきましたが、議長にお願いしたいのは、この採決については延ばしていただいけませんか。お願いいたします。

○議長 質疑、討論を行いまして、採決につきましては後日ということにします、後刻ということに。それでよろしいですかね。お願いします。

ほかに質疑はいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 では、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

日程第6 議案第3号 中川村キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長 議案第3号 中川村キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

例規集は2巻1181ページとなります。

提案理由につきましては、桑原キャンプ場の使用料の区分及び上限額を改定するため本案を提出するものであります。

なお、先ほどと同様に施行期日がございますので、扱いにつきましては先ほどと同じように提案のみとさせていただくということをお願いできればと思います。

第7条第2項、利用料金につきまして、その額については別表の額の範囲内で指定管理者が定め、村長の承認を得るものとされています。

桑原キャンプ場については、区分の見直しやキャンプ区画の整備を行い、施設の充実やサービスの向上、物価の上昇などを鑑みながら利用料金の上限の引上げを行います。

オートキャンプサイトをキャンプサイトに統合し、テントレンタルはテントの老朽化により、利用者の持込み前提により廃止し、追加駐車料を廃止いたします。

上限金額については、キャンプサイト1区画1夜を3,750円から2万円に、バンガロー1棟1夜を1万500円から4万円に引き上げます。

今回の改正により、より指定管理者によるサービス向上や利用者の利便性の向上が図られることとなります。

施行期日につきましては令和4年4月1日から適用ということですが、これについては先ほどと同様であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番 (桂川 雅信) 第2号議案のところでも申し上げればよかったんですが、第3号のこの別表の中にキャンプサイトの広範囲の占有しているのがありまして、これは他の項目の単位の1区画1夜だとか1区画1日という非常に明確は単位に比べると非常に曖昧な単位になっていて、恐らくこれはキャンプサイトの区画の箇所数ですとか面積ですとか、そういうものを前提にして書かれていると思うんですが、先ほどと同じように単位についてはもう少し村のほうで精査をしていただきたいと思います。

表の中にこういう曖昧な表現を残しておいていいのか、それとも別の表現の仕方にするのか、全く削除してしまうのか、何かそういう方法をちょっと工夫していただけたらと思います。

○産業振興課長 ただいまの件につきましてですが、先ほどの議案第2号と同様に、内容につきましては確認をさせていただいて、今後の検討をさらに進めるというような形を取らせていただければと思います。

専用の単位等については、また御説明をさせていただければというふうに思います。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

採決は後刻いたします。

日程第7 議案第4号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第4号について提案説明いたします。

例規集は第2巻1721ページからになります。

提案理由は、非常勤消防団員等に関する損害賠償の基準を定める政令の改正に伴い本案を提出するものであります。

改正内容につきましては、第3条第2項では「損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。」としています。ただし書で日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫に供する場合はこの限りではないというふうにしてありますが、社会経済構造の変化に対応し、このただし書を削るものであります。

施行期日は公布の日からになります。

経過措置としまして、条例の施行の際、現に担保に供されている場合は施行日以降も従前の例により担保に供することができるとしています。

以上、よろしく御審議ください。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 村道路線の変更について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設環境課長 それでは、議案第5号 村道路線の変更について説明いたします。

提案理由は、道路法第10条第3項の規定により本案を提出するものであります。

今回変更する路線は、別紙のとおり北山方飯沼線及び陣馬形線になります。

場所は添付の資料1に記載のある「区域変更区間」と明示した区間で、改良工事に伴い延長、幅員等を変更するものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第9 議案第6号 令和4年度中川村一般会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第7号 令和4年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第8号 令和4年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第9号 令和4年度中川村下水道事業会計補正予算（第1号）

以上の4議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第9 議案第6号から日程第12 議案第9号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、議案第6号 令和4年度中川村一般会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

今回の補正予算は、4月人事異動及び給与条例改正に伴う期末手当の減額等の人件費の補正、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業の追加等が主なものであります。

議案書、第1条 歳入歳出予算の補正は既定の予算額に1億1,800万円を追加し総額を37億6,850万円とするもので、第2条 地方債の補正は第2表によるものであります。

1ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正は、款項別の補正額及び補正後の予算額であります。

4ページを御覧ください。

第2表 地方債補正は、追加及び廃止は片桐水防倉庫建て替え事業の過疎債から緊急防災・減災事業債への組替えと河川整備事業ほか2事業の追加、変更は道路メンテナンス事業過疎債の限度額の変更であります。

続いて事項別明細書の歳入から御説明をいたします。

7 ページ。

16 款 国庫支出金であります。総務費国庫補助金の企画費補助金は、さきの議会全員協議会で御説明をいたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加補正であります。国の令和3年度補正予算対応分の9,383万3,000円のうち当初予算未計上分と、今回追加交付されることとなった原油価格・物価高騰対応分4,686万3,000円の一部を活用し関連する事業を実施するため、今回5,149万9,000円を追加するものであります。

総務費補助金はマイナポイント事業に係る補助金。

民生費国庫補助金の社会福祉費補助金は、国の新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策として昨年12月に予算化された住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る補助金で、令和4年度新規対象分の追加であります。

児童福祉費補助金は、令和3年度に引き続き市町村を介して給付されることとなった独り親世帯以外の低所得子育て世帯に対する生活支援特別給付金の補助金の追加であります。

8 ページ。

消防費補助金は消防団設備整備費補助金の追加で、消防団員の活動服購入に係る補助金。

教育費補助金は小中学校のICT環境整備に係る補助金であります。

9 ページ。

17 款 県支出金の児童福祉費負担金は、保育士等処遇改善に係る県負担金。

県補助金、総務管理費補助金は県の地域発元気づくり支援金であります。アンフォルメル中川村美術館で実施をする知る親しむ楽しむなかがわ芸術村事業が採択をされたため追加計上するものであります。

児童福祉費補助金は、県から給付される低所得独り親世帯に対する生活支援特別給付金に係る事務費補助金。

農業費補助金は、農地利用最適化情報システム経費に対する補助金。

商工費補助金は、新型コロナ感染拡大第6波により影響を受けた商工観光事業者支援に対する補助金であります。

10 ページの繰入金、地域づくり基金繰入金は、長引く新型コロナの影響や燃料価格・物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減を図るため、今年度も地域づくり基金の一部を取崩し、1か月分の学校給食費を村が負担するものであります。

11 ページの繰越金は、令和3年度決算見込みを踏まえて2,040万円を追加いたします。

12 ページ。

雑収入のコミュニティー助成事業100万円は、消防団の被服、機材購入に係る宝くじ助成金が事業採択をされたため追加するもの。

次の地域創生ソフト事業交付金300万円は、これも栃木県から発行される自治宝く

じの収益金を財源とした公益財団法人地域社会振興財団の交付金で、次世代人材育成を目的とした北海道中川町中学生派遣交流事業が採択をされたものであります。

その他、産業振興課関係は北島頭首工災害復旧工事が繰越施工となり、中部電力協力金が工事完了後の精算になるため、令和4年度の雑入として計上するものであります。

13 ページの村債は、第2表で御説明をした地方債補正に係る補正で、全体で1,630万円の増であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

全体的に人件費の補正がございますが、4月の人事異動等に伴うものと給与改定による期末手当の減額等が主なものであります。

また、他分野にわたって新型コロナ対応地方創生臨時交付金活用事業の追加補正がありますが、該当する事業及び概要につきましては先日の全員協議会で御説明をしておりますので、資料を御確認いただきたいと思います。

15 ページの総務費からお願いします。

文書広報費、電子化推進事業は、マイナポイント申込支援用端末の導入費、自治体サービスオンライン化に伴うL G W A N環境整備費、保育園の公共無線LAN環境整備費等の追加が主なものであります。

16 ページの財産管理費の工事請負費350万円は、県企業局の補助金を活用して公共施設の水道スマートメーター設置数を増やすもの。

企画費、企画総務費の交付金の200万円は、コロナ禍での出産、子育てを支援するため、令和3年度に続き新生児1人につき10万円を給付するものであります。

交通対策費の委託料598万7,000円は——これも先日の全協で御説明をしたものでございますが——本年10月から実証運行を予定しております新デマンド交通システム構築業務の委託料でございます。

17 ページのリニア中央新幹線関連事業、委託料は、JRとの協定に基づき実施をいたします小和田地区盛土造成工事に係る設計業務委託費の追加。

18 ページ、選挙費の村議会議員一般選挙費は、公職選挙法の改正に伴う選挙運動経費公費負担金の増額であります。

19 ページの民生費であります。社会福祉費、社会福祉総務費の委託料と扶助費は、コロナ禍における生活困窮者等の相談業務及び日常生活用品の給付費であります。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、先ほど御説明をいたしました低所得世帯等に対する支援金として1世帯当たり10万円を給付するもので、令和3年度に給付対象となった世帯を除いて今年度新たに対象となる世帯に対して給付するものであります。

20 ページの老人福祉施設費の委託料と工事請負費は、高齢者憩いの家の貯湯槽が老朽化により漏水が発生をしているため更新を行うものであります。

21 ページの保育所の備品購入費は、保育園のオンライン環境整備のため各園にミーティングボードを購入するもの。

子育て支援事業は低所得の子育て世帯支援特別給付金の関連経費で、独り親以外の住民税非課税世帯に対して児童1人当たり5万円を給付する経費と県が行う独り親世帯に対する給付事業の事務費であります。

22 ページ、衛生費の予防事業は新型コロナ感染予防対策費の追加。

23 ページの保健センター管理費は、一般修繕のほか、新型コロナ感染防止のための施設環境整備費の追加。

24 ページ、片桐診療所費は、医療機器の更新と、オンライン資格確認用パソコン購入費負担金につきましては、令和3年度に予定していた機器の納入が遅れているため令和4年度に新たに予算計上するものであります。

25 ページの6款 農林水産業費であります。農業委員会費は先ほど申しあげました農地利用最適化情報システム諸経費の追加。

農業振興費、農業振興事業の補助金300万円は、水田農業を担う農業生産組織等に対する農業担い手支援事業補助金の追加。

25 ページから26 ページの農業観光交流事業は、地域おこし協力隊及び集落支援員関連経費の調整と、備品購入費は村の特産品や加工品を冷凍して無人販売を行う実証実験のための冷凍自動販売機の購入費であります。

27 ページの農業施設管理事業の委託料は、農産物加工施設の清掃業務と加工機械等管理支援業務委託費の追加であります。

続いて29 ページの商工費であります。商工振興事業の負担金1,500万円は第4弾なかがわ生活応援商品券事業負担金の増額で、当初1セット1万円分を7,000円での販売を計画しておりましたが、長引くコロナ禍における地域経済対策と燃料高騰、物価高騰により影響を受けている住民生活支援策としてプレミアム率を上げ、さらに飲食店専用商品券1,000円分を加えて5,000円で販売するもの。

補助金870万円は、感染症予防対策のため事業者が実施する店舗の環境改善等に対する補助金であります。

観光費の観光施設管理事業の工事請負費は、先日の全協で御説明をいたしました陣馬形の森公園避難小屋厨房・外構工事費の追加であります。

なお、全協の中で御意見をいただきました衛生上の課題等につきましては、関係機関、また指定管理者と協議をし、適切に対応してまいりたいと考えております。

30 ページの8款 土木費であります。道路新設改良費は設計単価引上げに伴う道路測量設計・用地測量業務委託料の増額。

河川整備費は、天竜川南向地区河川改修工事に合わせて改修が必要となる鳳来沢川の測量設計・用地測量業務委託料の追加であります。

32 ページの9款 消防費。

非常備消防費の需用費は、先ほど御説明をいたしました消防団設備整備費補助金とコミュニティ助成事業補助金を活用して消防団員の高視認性活動服、安全帽、雨がっぱ、その他機材を購入するものであります。

消防施設費の水道事業会計負担金は、人事異動に伴う職員人件費分の減額でありま

す。

33 ページの10款 教育費であります。教育総務費、事務局費の備品購入費は、小中学校の高感度非接触型体温計の購入費。

学校給食費の交付金は、先ほど申しあげました子育て世帯負担軽減のため給食費1か月分を村が負担するものであります。

34 ページの小中学校管理費のICT環境整備事業は、小中学校の無線LAN通信環境整備とICT活用機器の購入費の追加。

小学校費、東小学校管理費の校内下水道管更新工事は、資材費の高騰などによる工事費の増額であります。

西小学校管理費の工事請負費は、換気対策のための教室と廊下の網戸設置工事費であります。

35 ページ、中学校費の中学校管理費、工事請負費は、床の剥離が生じている体育館入り口スロープ床の修繕の工事費。

教育振興費は、学校教材備品購入費の追加であります。

36 ページ、文化財保護費の役務費は石神の松の案内看板作成費の増額で、伐採をした松材の一部を現地に残して案内できるように案内看板の規格を変更するものであります。

アンフォルメル中川村美術館管理事業は、県の元気づくり支援金を活用して実施をいたします知る親しむ楽しむなかがわ芸術村事業に係る事業費の追加。

NVサウンドホール管理事業の工事請負費は、新型コロナ感染予防対策として実施をするトイレの自動水洗、照明器具の取替え工事。

保健体育費、体育施設費の工事請負費は、社会体育館の新型コロナ感染予防対策工事費と、先日、物損事故がございました村民グラウンドの北側駐車場の街灯の移設工事費であります。

最後に14款 予備費を60万5,000円減額し予算の調整を行います。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○保健福祉課長

議案第7号 令和4年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

今回の補正では、予算総額の増減はなく、歳出の事業間での予算額の調整を行うものです。

3 ページの地域支援事業で会計年度任用職員の通勤手当として5万7,000円の増額、人事院勧告による期末手当の支給率改定により45万9,000円を減額します。

4 ページの予備費で調整し、予算全体では増減なしとしました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○建設環境課長

議案第8号及び第9号について提案説明いたします。

まず、議案第8号 令和4年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）について提案説明いたします。

今回の補正は、人事異動等による収益的収入支出及び上水道から簡易水道に事業変

更したことによる資本的収入の補正をするものです。

第2条 収益的収入について、営業収益から91万円を減額し総額を1億3,109万円とし、収益的支出については営業費用から389万3,000円の減額し総額を1億1,910万7,000円とするものであります。

第3条 資本的収支の補填額を記載のとおり3,529万円に改め、資本的収入について、建設改良費に充てる財源として企業債7,540万円を計上し、県補助金1,000万円を減額し、総額を9,071万円とするものであります。

これは、当初予算に計上した生活基盤施設耐震化等交付金を上水道事業では受けられないため、起債を起こして対応するものであります。

第4条では、職員給与費を記載のとおり減額し、第5条では起債について新たに計上するものです。

14ページの予算実施計画明細書を御覧ください。

営業収益の消火栓維持管理負担金91万円の減額と、次ページ、営業費用の総係費389万3,000円の減額は、ともに人事異動によるものであります。

16ページでは、資本的収入の企業債と県補助金の補正内容となります。

以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

続きまして、議案第9号 令和4年度中川村下水道事業会計補正予算（第1号）について提案説明いたします。

今回の補正は、人事異動等に伴う収益的収入と支出及び企業債に係る資本的収入の補正をするものです。

第2条 収益的支出について、営業費用に17万8,000円を増額し総額を2億8,817万3,000円とするものであります。

第3条 資本的収支の補填額を記載のとおり1億1,430万円に改め、資本的収入について企業債に80万円を増額し総額を1億1,870万円とするものであります。

それに伴い、第4条で起債限度額について40万円を増額します。

第5条では職員給与費について改めるものであります。

13ページからの予算実施計画明細書を御覧ください。

営業費用の総係費17万8,000円を増額は人事異動等によるものであります。

次、14ページは資本的収入の企業債の補正内容となります。

以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

以上で提案説明とさせていただきます。

○議 長 説明を終わりました。

これから議案第6号から議案第9号までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

初めに議案第6号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に議案第8号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に議案第9号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時35分といたします。

〔午前10時11分 休憩〕

〔午前10時35分 再開〕

○議 長 会議を再開します。

日程第13 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番 松澤文昭君。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、さきに提出した一般質問通告書により「中川村への移住定住を促進するために、地域価値を総合的に高める取り組みと人口減少の歯止め対策についてPart4」ということで、引き続き村の考えをお聞きしたいと思ひます。

3月定例会における一般質問は「中川村への移住定住を促進するために、地域価値を総合的に高める取り組みと人口減少の歯止め対策についてPART3」ということで、ビジネスの場としての中川村の地域価値を高める取組の中で職住一致政策及び中川村に新たな地域価値を生み出すための取組、空き家対策及び子育て世代に焦点を当てた移住政策、人口減少時代において地区機能の低下が顕著になる中で村として地区の負担軽減を図る取組と空き家対策について、また保育園・小中一貫教育について村の考えをお聞きしました。

今回の定例会における一般質問は「中川村への移住定住を促進するために、地域価値を総合的に高める取り組みと人口減少の歯止め対策についてPART4」ということで、保育園・小中学校の将来を見据えた取組について、学校教育への地域住民の関わり、文化芸術の場としての地域価値を高める取組、ジェンダーギャップ解消及びメンタルヘルスへの対応等について村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

3月定例会からの続きということで、まず教育の場としての地域価値を高める取組についてお聞きをしたいと思います。

子育て世代に村が注目されるには、子育て、教育の場としての地域価値を高める必要があります。若者世代の移住者を増やすためにも、子育て世代の移住者の取り入れ、教育の場としての地域価値を高めることが必要だと考えます。

移住者目線で中川村の教育環境を考えると、メリットとしては自然環境のよさ及び少人数学級のよさ、地域の目が行き届き地域で子育てを行うこと、それからいじめ、不登校の少なさなどのメリットがあると考えます。一方、ICT教育、英語教育、少人数学級のデメリットに対する不安が若者世代にはあると考えます。

そこで、教育の場としての地域価値を高め、中川村の教育環境のよさを子育て世代にアピールすることが重要だと考えます。

まず、この点について村長、教育長の考えをお聞きします。

○村長 教育の在り方についてでありますけれども、これについては、もちろん村に在住する子どもたちにとってよいのが第一だと思っております。そのためにはよりよい教育ということになるかと思っておりますけれども、魅力ある教育方法が外で見ている人を呼ぶということはあると思っております。

現状として、中川村の教育の強みと弱みというのは、議員はメリット、デメリットというような表現を使われて説明いただきましたけれども、村の教育の強み、いいところ、弱みというか、そういうこともありますので、在り方検討におきましてはそういった点も明らかにさせていただいて進むといいと思っております。

いずれにしても学校教育は村にとっても大事な人づくりの場でもありますので、必要な予算づけをして中川村の教育を魅力あるものにしていくという大筋などでの考え方は持っております。

○教育長 御指摘の点でございますけれども、議員の御指摘の点につきましては、移住者のみならず、在住者の目線で見ただけでもそうした思いを持たれるというふうに思っております。

また、外へのアピールにつきましては、まず内側、在住者の皆さんにどう中川の教育を御理解いただき魅力を感じていただけるか、そのことが非常に重要ではないかというふうにも考えております。

現在、在り方検討を進めておりますけれども、中川村の教育がより魅力的なものになるよう、強みをしっかりと引継ぎ、弱みはできるだけ克服できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。そして、何よりも実際に子どもたちの成長の姿でアピールできる、そんな方向性を目指していきたいというふうに思っております。

○3番 (松澤 文昭) 移住者目線と言いましたけれども、私も村民、住民が思っていることを実現すれば移住者にももちろん受け入れられるんだろうと具体的に思っておるわけでありまして。

それで、ちょっと幾つか具体的に聞きたいというふうに思っておるわけでありましてけれども、県は信州型自然保育、信州やまほいく制度を中心に自然を生かした教育や幼児教育を推進しています。これに保育だけではなく保小中と継続して取り組む必要があるんじゃないかと考えておるわけでありまして。

今の教育現場は、隙間、余裕、温かさに対する対応が欠けているというようなことが指摘されております。管理と統制を強化すればするほど教員たちは自尊心を失い、査定におびえ、自由に発想できなくなります。

このことは社会全体にも当てはまるかなあというふうに考えておるわけでありまして。社会の営みが寛容をもって受け止められないような世の中になっており、人は失敗するのだという人間観を養うことが重要です。そんな人間観を育てるのに農家の庭先や里山は最適な環境であり、学びの宝庫であるというふうに思っております。

里山には教育力があることを情報発信して里山教育に保小中と継続して取り組むことが子育て世代への移住のアピールにつながると思いますし、村民の関心も高まると思いますけれども、そんな点について村長、教育長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村長 信州やまほいくにつきましては、平成28年度からみなかた保育園で取組を始めました。これまで中川村の自然を生かした保育活動を進めてまいったところであります。

令和3年10月には片桐保育園もこれに認定をされまして、近隣の山林地権者の御協力をいただいて取組を開始したところであります。

こうした取組を地域の活性化につなげようとする自治体も増えてきているようでありまして、今、議員のおっしゃるように、保育園だけではなく小中と自然環境を学びの資源として十分活用していくことについては、これこそ小中学校の教育においても中川村にとっての強みになっていくんじゃないかというふうに思います。

○教育長 非認知能力という概念がございます。近年、この非認知能力の育成に大変注目が集まっているというふうに承知をしております。

非認知能力というのは、意欲でありますとか協調性、あるいは粘り強さ、創造性、自制心、コミュニケーション能力等々、学力のように数値では表せない能力のことでありまして、この育成が将来にわたって重要であるということが近年は言われております。

平成30年——2018年4月から保育所保育指針、幼稚園教育要領が改定されまして、学童期における主体的・対話的で深い学びの基礎となる保育、幼児教育が求められております。このことは、まさしく非認知能力の育成が求められているというふうな言うことができると思っております。

自然保育は、子どもたちが屋外での遊びを通して自ら環境に働きかけ主体的に行動する機会を保障するものであり、非認知能力の育成に合った方法だというふうに理解

をしております。

中川村では、中川村の人、物、事を題材に生き方を学ぶキャリア教育——ふるさと教育を小中学校においては大事にしておりますが、こうした保育園の実践を小中学校の実践へつなげていくよう、ふるさと教育学習という流れの中で位置づけをしているところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 前段申しましたように中川村は自然環境のよさということがあるので、こういうことは強みとして延ばしていくということかと思えます。

一方、全国各地でICT教育だとか英語教育の環境が進んでおりますけれども、今の4Gによるオンライン授業は画像が不鮮明で、実験実習をしても計器の細い針が見えないというような課題があるというふうに聞いております。

5Gの整備を中川村が全国に先駆けてすれば、情報伝達のタイムラグを含めて通信教育が改善され、東京に偏在している教育コンテンツが中川村でも共有して受けられるということになるかと思えます。そうすれば、都市圏と地方の教育格差の解消にもつながると考えるわけであります。

したがって、ICT教育の環境整備に先進的に取り組めば、教育の場としての中川村の地域価値が高まると考えますけれども、村長、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 5Gということでございますけれども、村内全域をカバーするようなもの——これをパブリック5Gというようでありまして、これは通信事業者でなければ資本力の問題で整備ができないというふうに聞いております。

やるとすれば通信事業者を誘致するということになるわけでありまして、かつて光ケーブルを普及させてきたときは、国の補助制度がありまして、それで整備をしてきたわけでありまして、そういう補助制度でもない限り難しいことかなというふうに思っております。

また、それをしても、先駆けでいられる期間というのは、こういう情勢の下では短いのではないかとこのように思っております。

通信事業者ではない企業者ですとか自治体の一部のエリアや建物・敷地内に専用の5G環境を整備するローカル5Gという方法があるようでありまして。場所を学校に限れば可能性はあるかもしれませんが、議員がお考えになっているような通信速度、果たしてこういったものが十分保てて、鮮明な実験の結果、こういったものもつぶさに見られるような環境になるかどうか、ちょっと分からないところであります。

エコーシティ・駒ヶ岳でありますけれども、ローカル5Gという通信手法を考えているようでありまして。これはさきの質問にもお答えをしたところでありますけれども、運用面での課題があるようですが、村としてはCEKの目指す通信手法に沿う以外にはちょっと考えられないところであります。

先ほど議員のおっしゃられたとおり、学校では、無線LAN通信環境、こういったことがちょっと、同時につなげるとどうしても速度が落ちてしまうという現象はあるようでありまして、その通信環境を向上させるためにルーターアクセスポイント設

置及びネット回線をCEKからNTTに切り替える工事を行っていくつもりであります。これは、委託をしております事業者がこれをすれば速度は出ますよということでもありますので、当面はこういった方法で対処したいということでもあります。

都市圏と地方の教育格差がICT教育環境の未整備あるいは遅れにあるとは私は考えていないわけでありまして、現状につきましては、私なりに今できる一番いい方法、こういったものを正確に常に把握している状態でいたいというふうに思っております。

○教育 長 それでは、学校教育の立場からお答えをさせていただきます。

ICT教育における通信環境につきましては議員の御指摘のとおりだと思いますけれども、やはり通信環境を整えていくこと、これがより快適に学校の中で学習を進めていく上では必要不可欠な要素であるというふうに承知をしております。

1人1端末が導入されまして、これまで実際に学校現場から通信の速度の遅さ等々につきましての御指摘がありました。これまでも改善に向けて対応してまいりましたけれども、業者に入っただいて各学校、各教室の通信環境について検査を行いましたけれども、やはりまだ学校や教室によって差があるような状況がございました。

そこで、学校教育とすれば、待ったなしといいますか、できることから速やかに改善をしていく必要がありますので、村長の答弁にもありましたように、インターネット回線をCEKからNTTに切替えをしまして、またアクセスポイントも増やしながら現状の通信環境の改善を図るということで、今回の補正予算にも計上させていただいて、お認めをいただきました。ということでもありますので、できることに速やかに対応して環境を整えてまいりたいと思っております。

また、コンテンツにつきましても、これまでも利用できる環境はございましたが、これからはさらに利用が進むものと、そういった環境になるものと想定をしております。

○3 番 (松澤 文昭) 通信環境の整備のことについては、また後ほど聞きたいと思っております。

先に、移住者が持っているICT教育だとか英語教育の環境についての不安だとか、そういうものを取り除くために今はICT支援員だとかALTがおるわけでありまして、やはりこの方たちには村に在住してもらって、村の行事と関わりを持って村民と交流しながら保育園から教育支援に関わって、保小中と一貫したICT教育だとか英語教育が実践できれば村の教育の場としての地域価値が高まるというふうに考えますし、若者世代の移住者に村をアピールできるのではないかとこのように考えるわけでありまして、そういう点について村長、教育長のお考えをお聞きします。

○村 長 議員の御指摘の教育についてであります。

ICT支援員につきましては、本年度から配置をいたしまして、小中学校において一貫した教育ができるように取り組んでいるところであります。

機器類は整備ができました。支援員の先生は、各教室、つまり先生の段階まで入ってどういう教育ができるのかという、その辺までのカリキュラムとございますか、

それをつぶさに立てて支援をしておりますので、先生方にも非常に好評であるというふうに思っております。

英語教育につきましては、英語活動指導員を配置いたしましてALTとともに小中学校の授業で指導をしております。

また、保育園においても昨年10月から両園の年長クラスにALTが月2回来園し、外国語に触れる機会を設けております。

村としても、これから力を入れるべき教育として他市町村に後れを取ることがないよう、必要な人材と人件費を確保していくというつもりでおります。

○教育長

御指摘の点でありますけれども、今や都市部だから進んでいる村部だから遅れているとは当然言っていられない時代に入っているというふうに承知をしております。

ICT教育、あるいは英語教育など、取り組むべき教育として全ての市町村が取り組まなければならない時代になっておりまして、村長の説明のとおり、本村においても後れを取らないように現状の取組を続けているというところでございます。

ICTの担当の支援につきましては、今年から指導主事という形で村長の申しましたような授業づくりについても指導を行っていくという立場を取っておりますが、もし要請があれば保育園のほうにも出向かせていただく、そんな想定もしております。

また、ALTにつきましても保育園から中学3年生まで英語に触れる機会をつくっておりますけれども、これについては、まずは学校教育の中での教育を充実させるということの取組をさせていただければというふうに思っております。

今後、それぞれの教育において最終的に子どもたちのどういう姿を目標にしていくのかということがやはり重要だと思いますので、教育委員会としましては、そういうところをまず明確にしながら実践的に研究を積んでいきたいと、今がその1つの過程であるというふうに承知をしております。

これからできるだけさらに取組を進めて、中川村ならではの特色ある教育という形でアピールできるような段階まで進めていきたいなというふうに思っております。

○3番

(松澤 文昭) ちょっと話は戻りますが、通信環境の整備についてちょっと村長にもう一度聞きたいと思うんですけれども、御承知のように、政府はデジタル田園都市国家構想を打ち出しておるわけでありまして、これは、地方に活力を生み出すために、地方に高速大容量の第5世代——5Gでありますけれども、その次世代規格、またはその次の第6次世代ですか、そういう規格の導入をすれば、地方にありながら世界で認知されますし、それから直接海外とつながれば、そこに関連する産業だとかリモートワークをする人、都市と地方の2地域の居住を考える人が移住するのではないかなと考えるわけでありまして。

政府が打ち出しているデジタル田園都市国家構想のモデル地域として中川村が先進的な地域に指定されれば、これは非常に全国にアピールできるというふうに考えるわけでありまして、この点について村長の考えをお聞きします。

○村長

デジタル田園都市国家構想を政府が打ち出しておりますけれども、これにつきましては中川村も、具体的には、まずは行政側でのデジタルトランスフォーメーション、

これを進めるということを一に考えておるところでありまして、行政におけるのはそういうこと、それからデジタル田園都市国家構想は、やはり家庭ですとか地域、こういった全てのところでICTを活用した日本にしていこうと、こういうふうな考え方だと思っております。

教育の場についてでありますけれども、5G、今は4Gの世界だと言われておりますけれども、大分5Gの通信速度も出るような仕組みをつくってきておりますけど、まだまだ第6世代に関しては、これは、何と申しますか、学校教育ですとか、そういう場では、ちょっとこれは今のところ、具体的にはそこまで構想がないのではないかと思えます。

スマートフォンですとかタブレット、こういった機器を張り巡らせて、いろんなところで即時に情報を得られる、こういった世界が実現するというふうに話を聞いておりますけれども、その前に、今はローカルな段階ですけど、やはり学校教育においては、今あるところを与えられた条件の中で、これをいかによりよくしていくかということがメインであろうかというふうに思っておりますので、当面、村としましては、通信速度が出ないという問題では、例えば実験の度合い、極端な話、物がどのように変化していくのかということを見ていたときに画像が止まってしまっただけでは、これは本当に感動も何も、びっくりするようなことが見られないわけでありまして、少なくともそのところにおいては遜色のないものを確保したいと、こういうことを基本的に考えていきたいということでありまして。

○3番

(松澤 文昭) 今言ったことは、教育の場だけではなくて、中川村全体に普及できるようなことも含めて国からの助成をもらいながらやったらどうかという提案でありますので、そんな点をお願いしたいと思うわけでありまして。

違う観点からちょっと教育の関係を聞きたいと思っておりますけれども、前段も申しましたように、学校教育に地域住民が関わることによって子育て世代の不安をなくすことにもなると考えるわけでありまして。

中川村の村民には子どもと一緒に育てるっていう資質があるというふうに私は思っておるわけでありまして、地域住民が教育に関わることによって安全対策だとかいじめ、不登校の減少にもつながりますし、都会でいじめや不登校に悩んでいる子育て世代の関心を高めることにもつながると考えるわけでありまして、そんな点につきまして村長、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

○村長

まず、中川村においては、通学時の見守り、それからふるさと教室というのをやっておりますけれども、ふるさと教室では村民の皆さんがそれぞれの得意分野を生かして講師として引き受けていただいておりますこと、また未来塾では補修のサポートに入らせていただくなど、地域住民の皆様には、それぞれの分野で、得意な分野と申しますか、関わりを持っていただいております。大変ありがたいことだと思っております。

学校運営に関しても学校評議員として学校の運営に参画する方もいらっしゃいます。地域住民は、かなり児童生徒の成長に関心を払い、関わりを持っていただいているものと思っております。

学校内でのいじめの事例はともかく、不登校児童生徒は、実は少なからず村にも存在するわけでごさいます、当人を含めて家庭丸ごとの見守り、そして少しずつ前に踏み出せるような関わり、人がそうやってかかわっていくということが一番大事ななあというふうに思っております、このことは都会で同じ悩みを持つ子育て世代にも共通する点ではないかなというふうに思います。

○教育長 現在も地域住民の皆様には様々な形で本村の教育を支えていただいております。安全・安心に子育てができるということは、昨今の子育て事情から見ましても大変重要な学校教育の視点であるというふうに承知をしております。

都会でいじめや不登校に悩んでいる子育て世代が小村に救いを求めて移住するケースもあるやに思いますが、半面、新しい場所の新しい人間関係への不安、そういったこともあると思われま。苦戦しているケースにつきましては、かなり重い状況になりますと孤立していくような人間関係もありますので、いずれにしても人間関係にも慎重になっている場合が多いのではないかなというふうに思います。

ですが、支援のネットワークができ、それが広がることによって子どもも家庭も救われる場合、そういうことが多いと思いますので、関わるための入り口をどうしておくかが非常にポイントではなからうかと思ひます。今のところは具体的にそうした構想は持っておりませんが、そんな点はポイントかなあというふうには思っております。

子どもたちに中川村のよさを問いますと、必ずといっていいほど人のよさということとを答えてくれます。私も全く同感でございます。

地域の皆様に関わっていただいたり地域資源を活用したりすることによって中川村の子どもたちはよく育っていると思ひますし、そのことは村の強みだというふうに思っております。

○3番 (松澤 文昭) 今までちょっと子育て教育の場としての地域価値を高める取組について議論してきたわけでありますけれども、もう一つ移住者あるいは村民が誇りを持てるような村にするためには文化芸術の場としての地域価値を高めることが大事ななあと考えておるわけであります。

村民が村に誇りを持てるようになれば、例えば 10 代で進学等により転出した若者の帰村率も高まり、定着人口の増加にもつながると考えておるわけでありますし、また移住希望者が移住先を決断するための決定打になるのではないかなと考えておるわけであります。

全国のどこの市町村でも移住者の受入れ対策の強化を図っておるわけでありますけれども、住宅の整備あつせんとか子育て支援策の充実、雇用の場の確保等々、様々な施策を行っております。どこでも同じような施策となつてしまひますと、移住者はその地域をなかなか選ばないと思ひわけでありますし、若者の村を離れた方たちが帰村するためには文化芸術としての地域価値を高めるということが大事だと思ひわけであります。

そこで、若者が回帰するためには、人生の生きがいだとか、やりがいがキーワード

になるというふうにごさいます。

○村長 そういう点で、文化芸術の場としての地域価値を高めることによって若者の定住促進が図られると考えるわけでありますけれども、村長のごさをお聞きします。

音楽ですとか絵画、彫刻、デザインなどのアート、演劇等の上演、展示と創作活動が裾野として広がっている、そういう町であれば、それだけで確かに人は多く集まるだろうなというふうにごさいます。それは創作者であります若者も見側の若者たちも集まってくるだろうということであります、小さい村で全てを満たすことはできないと思ひますが、関係する若者が移住して定住してくるということはあり得ることだなというふうにごさいます。

現に中川村は、いろんな工芸家も含めてでありますが、非常に芸術家が多いという点を外からの人がよく言われます。先ほどの強み弱みではありませんが、そういう意味で言つたら、そういう人たちがたくさんいるってことは強みでありますし、若者も、先ほどの、何ていひますか、成功例っていつか、人生の中でどういつかを目指すかという点では、やっぱりゆつたりとしてそういうものに触れながら自分は豊かに生きたいという人たちは多いはずで、これからも生まれてくるだろうと思ひますし、そういう点からそういう人たちが集まってくるということは十分考えられるのではないかなというふうにごさいます。

○3番 (松澤 文昭) 文化芸術の場としての地域価値を高めるためには、中川村にあるアート——芸術による村づくりを進める必要があるとごさしておるわけであります。

アート——芸術による村づくりについては2つの道があるというふうにごさしております。

1つは、やはり見学といひますか、観光に訪れる観光客をターゲットにするもので、これは評価が定まった有名な芸術家の作品を集める必要がありますし、さらに常に新しい作品を集めなければリピーターが増えてきません。しかも維持管理費がかかるといつことで、なかなか小さな村では、資金力とともに、あるいは時間とともに廃れていつてしまうことも多いというふうにごさしておるわけであります。

一方、もう一つはアーティストを相手にするもので、日本や世界のアーティストに中川村へ来村してもらひ、作品を村内各地に作成、展示する場の提供を行う仕組みづくり検討するべきだというふうにごさしておるわけであります。

幸ひ村内には多種多様なアーティストだとか創作家が多く在村しておひます。そして、そういう創作家によるアートセッションも何度か開催をされています。この取組を村が支援をしながら創作家の方たちと一緒に取組んでいけば、新たな文化芸術としての中川村の地域価値が向上すると考えるわけでありますけれども、村長のごさをお聞きします。

○村長 今お話のありましたアトリエ開放展でありますが、平成 23 年——2011 年に中川村のアーティスト、工芸家の皆さんによるアトリエ開放展が開かれたものでございます。村もこのときには後援をいたしました。

こうした取組は中川村だからこそできるものでありますし、文化芸術を村づくりに

活用するといいますか、文化芸術という切り口でこれを村づくりに生かしていくことが村づくりをしていく方策の1つでもあるということは、もう各地でそういうことに取り組んでいるところがあるようでありますので、機会があれば大いにこのことは取り組んでいくという必要があるだろうと思っております。

ただし、村の関わり方っていうのは非常に問題でありまして、これも中川に住んでいる芸術家の皆さんは一生懸命やっていたいたんですが、なかなかこれを常時開催するっていうことは、ほかに職業を持ちながら芸術の活動をされている方もいますし、誰かが中心になってこれを企画しなければいけないという点では非常に骨が折れることだというふうにもお聞きしておりますので、もしそういうことがあるとしたら、村はもっと主体的な関わり方、どういうのが一番いいのか、継続していくにはどういうことなのかっていうことを、やっぱり反省を基にすると、これから生かすべきはそういうことかなあというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) 1つの提案なんですけど、村には日本で唯一の抽象画美術館でありますアンフォルメル美術館があるわけでありまして。一部の人たちには知名度があるわけですけども、一般的な人にはなかなか知名度がないということでありまして。

そこで、先ほど申しました中川村在住の多種多様なアーティストだとか作家が全国各地のアーティスト、作家と連携を図る中で、全国各地の作家の作品の展示及び作品制作等、アンフォルメル美術館を中心に、例えばそこへ彫刻なんかも展示してもらったりして、そして、そこだけではなくて村内各地にそういうものを展示するような発想を持って行けば中川村が全国から文化芸術の村として注目されますし、村民が誇れる村として若者の定住の促進にもつながると考えるわけでありまして、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 アート——芸術による村づくりということで、アンフォルメル中川村美術館のこれまでの取組についてちょっと改めて振り返ります。

美術館は平成5年10月に開館をいたしまして、運営委員会が運営をしておりました。平成16年からは指定管理組合へ運営を委託する形態を取り、今日に至っております。

これまで年4回ほどの企画展を行っております、年々入場者数も増え、令和元年には2,000人を超え、昨年度につきましてはコロナ禍の中にもかかわらず2,034人と、2,000人を超える入館者数を記録しております。たくさんの方に訪れていただける美術館になってきております。

平成20年代は村在住の作家をほぼ毎年のように取り上げてきましたが、最近は地域を広げ、若い作家も含めた企画展で取り上げております。こうした企画運営の工夫によって年々来館者を増やしてきたのだというふうに認識をしております。

また、昨年12月には、非常に分かりにくいという御指摘もいただきましたが、人工知能美学芸術展という全国規模の美術展が開催をされ、これもアンフォルメル中川村美術館だけではなくて、望岳荘に併設しております体験館、それから前庭、あそこにヤギが何か……。あれも芸術の1つだそうなんですけど、こういうやり方としてはこれま

でない経験ができたのかなあというふうに思っております。

村が美術館を持ち存続させていくっていうことは並大抵のことではありませんけれども、成果も必要だといふふうに思っております。

美術館は決して目立つ存在ではありませんけれども、これまでの取組により、知る人ぞ知るといふ美術館になっていることは事実でありまして、今年は新しい方が来たようだけれども何が始まるんだろうということで、かなりの人が注目をしているということも事実であります。

こういった身の丈に合った取組を重ねながら、先ほどおっしゃったようにアンフォルメル中川村美術館を中心に中川村中でいろんな作品展示をする、こういった壮大な構想ができれば、これはすごいことでしょうけど、これはかなり金もかかるし、大変なことじゃないでしょうかと思ってお話をお聞いたところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) やり方によって私はできると思っておりますので、もう少し検討すると面白い発想が出るんじゃないかと思っておるわけでありまして。

それで、先ほど教育長のほうからふるさと教育っていう話があったわけでありまして、やはり歴史だとか伝統、文化、人、物、事を掘り起こして継承していくためには小中学生が関わることが重要だと考えるわけでありまして、小中学生が歴史、伝統、文化に触れることによって郷土を学ぶことにより郷土愛が生まれて村に誇りを持つようになると思えますし、プラス、先ほど申しましたように文化芸術等に触れることによって小中学生が村に誇りを持つようになるなあって私は考えておるわけでありまして、こういうことができれば小中学生の村内への定着率の向上が図られると考えるわけでありまして、その点について村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 中川村には、村の歴史、伝統、文化、これはどこの地域にも存在するものだと思いますけれども、小中学生のうちから村のそうしたものに触れることは非常に大切なことだなというふうに思っております。そうした学習を通して郷土愛ですとか村に生まれ育ったことに誇りを持ってくれるとすれば大変うれしいなと、そんなふうに思います。

最近、アンフォルメル美術館もそうでありまして、坂戸橋の新たな価値、いろんなことが見つかっておりますので、非常にそういう面では、何ていうか、結構歴史も文化も広い村だなというふうに私は今感じて、改めて思っております。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひともそういった視点で中川村を見詰めてもらって、そういう面で子どもたちが定着できるような村にしていってもらえるとありがたいというふうに考えます。

それで、ちょっとまた違う視点で村のことを考えていきたいと思うわけでありまして。

今、御承知のように男女格差の大きさを国別に比較した世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数2021が発表され、日本は調査対象となった世界156か国中120位で、その前の年は121位でしたけれども、主要7か国では最下位の結果となっております。

このジェンダーギャップを解消することで若い女性から選ばれる村になるというふうに考えます。

10代で進学等により転出した若い者のうち、男性の帰村率より女性の帰村率が極めて低い状況となっています。これは若い女性たちが中川村に住みたいと思っていないのではないかと考えるわけでありますけれども、やはり女性が住みたいと思う村をつくり上げない限り女性に選ばれない村となり、人口減少が進んでしまうと考えておるわけであります。

女性が女性であるということだけで補助的な役割のみに甘んじて能力を磨き発揮する機会もないとすれば、これは企業にとっても地域経済にとっても中川村の社会にとっても大きな損失であるわけであります。

そこで、ジェンダーギャップの解消に取り組む村として村が取り組めば、若い女性の帰村につながると考えるわけであります。未来のある若者から選ばれる村になると考えるわけでありますけれども、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

若い女性がなかなか村に帰ってこないというのは地域経済循環分析の中でも示されておりました。やはり仕事の場と、それともう一つ、議員が言われたとおり、いわゆる男女の役割分担という固定的な観念みたいなものがあることについても嫌なのかなという気がしております。

村においても男女共同参画推進委員会を組織して、現在もいろいろ取り組んでおるところでありますけれども、これまでに政治への参画を目的とした女性のための議会傍聴会ですとか自分らしい生き方を考えるための映画や講座、図書館と連携した啓発本の展示等を行ってきたところでもあります。委員会の協議を通して意識が変化しているものとは思いますが、男女共同参画の視点からはまだ取り組むべき課題があると考えております。

第4次男女共同参画推進計画については今年度までということでございます。現状を検証して問題を明らかにして取り組み、誰もが尊重される村の実現を目指してさらに取組を進めていきたいと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、女性の立場に立ったときに、この世の中は不公平な壁だらけだというふうに見えるのかなあというような感じもしておるわけでありまして、ジェンダーギャップの解消っていうのは、女性も男性も同様に社会的あるいは経済的な夢を持って悔いのない人生を送りたいと、こう人間は願っておるわけでありますけれども、そういう前提に立って互いに尊重し合って支え合う社会を築き上げようとするのが大事だなあと考えておるわけであります。

そこで、先ほども申しましたように、全国に先駆けてジェンダーギャップの解消に取り組むことを村が積極的に行えば、村のPRにもつながって知名度も上がると考えますけれども、再度、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 そのことは確かにそうだと思いますが、実は、その前の下地として、宣言を行うということは、いろんな具体的ところで男性も女性もこういうふうにするんだっていう目標を持ちながら、やはりこれを実際に実践しないと、宣言をただけでは非常に

難しい課題ではないかなと思いますので、全国から注目が集まるためにやるわけではありませんが、そういうふうなことが注目を集めることに当然つながると思っておりますので、やはり地道なまずは取組かなというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) もちろん、具体的な取組をして、そして結果を出しながら宣言をしていくということが大事かと思っておりますので、そんな点もお願いしたいと思うわけであります。

もう一つ違った観点からお伺いしたいと思いますけれども、今、メンタルヘルスチェックが義務化をされておりました、心と体の両側面から健康を考える企業が増えてきておるわけであります。

企業におけるメンタル機能不全での休職者を減らすことは企業全体のパフォーマンスの向上にもつながると考えています。

そこで、都市部の企業に自然の豊かさがある中川村をメンタルヘルス対応の村として情報発信すれば、企業との交流だとか地域経済の活性化にもつながると考えるわけでありますけれども、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 いろんな調査があると思っておりますけれども、企業が大きくなれば、大企業と言われる企業になるほどメンタルヘルスの対策も取り組んでいる割合が高く、中小企業ほどちょっと遅れがちだという結果も出ているというふうに聞いております。

企業にとりましてはメンタルヘルスカケアを行う意義は非常に高いものがあり、不調者を減らすことは人材の確保、離職・対象者の軽減にもつながります。ひいては生産性の向上にもつながると言われておりますので、県内にも里山など自然環境を活用したカリキュラムを提案しているところもあるというふうに聞いております。

発信の仕方は当然考える必要があろうかと思っておりますが、自然を生かし癒やされることでのメンタルヘルス対策につながる村であるというイメージが企業に伝わると都市部の企業の目に留まることはあるかなというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) これも、こういった視点で物事を進めていけば、そういう面では移住促進につながるかなと考えておるわけでありますので、そんな点も含めて検討したいと思うわけであります。

ちょうど一年間、中川村への移住・定住を促進するために地域価値を総合的に高める取組と人口減少の歯止め対策について村長といろんな議論をしてきたわけでありますけれども、村長として現在考えている政策等について最後にお聞きしたいと思います。

○村 長 まずは、村の空き家等であります遊休資産といいますが、不動産を有効活用して移住・定住を進めるために村内の関係機関が連携をしますなかかわ暮らし推進協議会が動き出したところでもあります。契約が進み、空き家不動産の活用がもっと進むことを期待するし、これについては、移住者の方の声、やはりこういうふうになればということが聞かれれば、この条件に合うように細やかな支援策とともに、もう少し大胆な支援策も必要だろうなというふうに思っております。

一方、もう一つ、今、学校の在り方検討がされております。仮に学校が空くことに

なったとして——仮にですよ、なったとして、空き学校の活用っていうのはまだまだいろいろ考えられるわけでありまして。いろいろ整備をしておりますし、通信環境も整えてきておるところであります。新しく事業を立ち上げる場となったり、絵画ですとか彫刻などを制作する場所になったりすることも十分考えられる。こういう活用もあり得るということで、将来の在り方検討の答申を待って基本計画をつくり、その暁の先には、やはりそういった活用も見据えていく必要があるというふうに思っております。

いろいろありますけれども、やっぱり若くて移住を考える方、こういった皆さんは、どうも相談に来る方は、やはり当然でしょうけど蓄えている蓄えが潤沢にあるわけではありませんので、家賃が安い住宅の確保、こういったものが鍵になるかと思えます。

私が前に申したとおり、非常に難しいことではありますが、いい物件については、やはりどうしても耐震補強ということを加えないと村はなかなか貸し出すということに踏み切れませんけれども、とにかくこういったところの確保がこれからの移住・定住の鍵になるというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 前段から申しているように、移住・定住が進むということは村民も暮らしやすい村になるということとイコールだと私は考えておるわけでありまして、移住・定住が進むことによって中川村が活性化することを期待しまして、私の一般質問を終わりとします。

○議 長 これで松澤文昭君の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開は午後1時15分といたします。

[午前11時33分 休憩]

[午後 1時15分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 中塚礼次郎君。

○6 番 (中塚礼次郎) 私は、さきの通告に基づきまして一般質問を行いたいというふうに思います。

「コロナ禍・ロシアによるウクライナ侵略の中で、今こそ家族農業を守り食料自給率の向上を」ということで質問をしたいというふうに思います。

私は、3月の一般質問で突然政府の打ち出した水田活用交付金の見直しについての村の今後の対応について質問いたしました。

大きな影響を懸念した北海道ではいち早く見直し反対の声が上がり、今では全国の農協や多くの農業団体からの見直し中止を求める声となり、大きな広がりとなっております。

国の当初予算は財政制度等審議会の建議を受け編成がされていますが、2015年からの建議を見ると、国民の食料と日本農業を発展させる観点はみじんもなく、転作助成金を目の敵にしています。

今回の農水省の突然の見直しは、長年の財務省の言いがかりに屈したものです。

2015年11月24日。「主食用米並みの所得を得られるように助成するという考えから脱却することが不可欠である。」

2018年11月20日の建議では、稲作に6,000億円を超える直接的な補助金が投入されている、これに対して野菜、果樹に対する補助金は240億円程度にとどまり、財政に依存せずに競争力ある農業を構築することができている。

2020年11月25日。「転作農地を大規模経営体の経営能力を活かした高収益作物の輸出基盤に生まれ変わらせることが、輸出5兆円目標の達成と日本農業の収益性・生産性向上に向けて重要である。」

2021年12月3日。「転作面積の拡大に歯止めがかからない中、転作助成金の抑制を通じて、その財政上の持続可能性を高めていく上でも重要である。」

これらの建議のどれを取っても転作助成金を削れの大本命としか言えません。

今回の水田活用交付金の見直しは各市町村の農業にとっても大きな影響を及ぼすものです。県、市町村としての取組、対応についてお聞きをいたします。

○村 長 令和3年12月に国による見直し方針の決定が示されました。

この件に関しての県からの説明はなく、唯一の資料として、2月県議会における共産党、両角県議からの撤回を求めるべきではないかとの質問に対し、小林農政部長の答弁は、今回の見直しについては、現在、国においては今後5年の間に1度も水稲の作付が行われない農地は交付金の対象としないとする方針が決定済みであること、一方、その見直しに当たっては今後現場の課題を検証することとしておりまして、国は毎年度の交付対象水田の除外状況など各地域の課題把握のための調査を4月から7月にかけて行っている、県としては、引き続き国の動向を注視するとともに、今後は生産者の声も十分にお聞きし、生産現場の実態に合った制度となるよう必要に応じて国に要望してまいりますというものでありました。

これ以外に県からの説明はなく、過日、県内市町村の農業委員会長が一堂に会した会議の中でも参加者から見直し要望が出されましたが、県担当者からの明確な回答はない状況であります。

したがって、現在の状況としては、国の一法的な方針変更が示されているだけで、県や市町村、そして農業者の要望が国に届いているのか不明な状況と言えます。

なお、6月3日の日本農業新聞によれば、農水省によるこの見直しに関する現場の課題調査に関し5月末時点でのまとめとして示された中には、中山間地域では交付金が出なくなれば農地を誰も引き受けず耕作放棄地が増える、支援が不十分で畑地化に踏み切れない、6年以上の間隔で水稲と畑作物の輪作体系を組んでいるなどの課題、意見が出されておりました。

改めて申し上げますと、農水省は5年間の水張りなしは転作定着——畑地化したものとみなすと、しかも、今回突然言い出したものではなく、平成30年にも示したというふうにしておりますけれども、昨年の衆議院議員選挙後の令和4年度の作付から起算するものと言っている点も問題であろうかと思えます。

水田活用直接支払交付金は、米の生産調整をしつつ、米に代わるソバ、麦、大豆及

び飼料用作物を作付し、水田利用して食料や飼料の国内生産率を上げるという考え方から生産額を補填する仕組みであったはずと認識をしております。

麦、大豆、ソバなどの米に代わる作付を諦めると、地目が水田の農地の荒廃が助長されるおそれは十分あると思っております。直接支払交付金の交付対象水田の見直しには反対である立場を示し、全国町村会などを通じて同様な要請をしまいたいというふうに考えております。

県議会農政林務委員会現地調査が7月12日に行われる予定であります。

上伊那広域連合としましても、水田活用の直接支払交付金の交付条件の提示では、復田には農家の多大な出費を伴うこと、中山間地域の農地の維持にも影響が及ぶおそれがあることなどを説明し、農水省の方針の撤回について県議会としても御協力いただきたいことを説明してまいる予定であります。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから、上伊那広域の対応、それから県議会への強い意見、要望等も出していき考えが述べられました。どうしても、そういった力がないと今の農家からこういった補助金に対する見直しの撤回ということはなかなか難しいと思っておりますので、ぜひ強力な取組をお願いしたいというふうに思います。

今、気候危機が深刻化して世界で土壌流出や水需給の逼迫が大きな問題となっている中、日本の水田の果たす役割はもっと高く評価されるべきものではないかというふうに考えます。

水田は、ため池、水路などの農業用水利施設とあぜにより水をためる農地であることから、土壌流出を抑え、また連作障害が起きにくいという優れた機能があります。水田の多面的機能は6兆8,000億円と試算され、田んぼダムの公益機能評価だけでも10a当たり年間3万9,000円に相当するという試算もあります。

生態系と環境を守り、水源の涵養、洪水防止など、水田を生かしてこそ、日本農業、中川村の農業の豊かな発展があるのだと確信をします。

この点について考えをお聞きます。

○村 長 世界では砂漠化が進んでおります。

温暖化による干ばつ、バッタの大発生が作物を食い荒らし、被害が広範な地域に及んでおります。

アメリカ合衆国には地下に大地下水脈があり、これをくみ上げ散水し、稲や作物を育てているというふうに聞いております。

小麦やトウモロコシ、大豆などの穀物は、人口の爆発的な増加に十分対応できるものになっていないというふうに思っております。

温帯モンスーン気候にある我が国をはじめ、アジアのタイ、ベトナムなど、水田での米作りが盛んな国では水田が山の中腹までつくられ、数千年にわたって米作りが続けられてきましたが、地下から塩分が上がってきて稲作ができなくなるといった現象は起きておりません。水田で稲を作るのは理にかなった農法であるというふうに思います。

近年の温暖化と集中的な降雨により各地で洪水、土石流などが発生しておりますが、

水田のダム機能に注目し、一旦水田に水をため込み水路から小河川、大河川に流れ込む水の量を少しでも遅らせる取組などが各地で始まっております。

森林の持つ機能とともに、水田の果たす役割が非常に大きいというふうに考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 生まれてからずっと自然の中での農業、特に稲作の生活にずっとなじんできた私たちにとっては、水田の持つ偉大な力というものの評価はなかなか身にしみて感じてきませんでした。こういった問題が起きてきて、水田が放置されて、やがては日本の国から水田がだんだん減り、中川村からも減っていくという状況を考えると、大変なことだなというふうに考えます。そんなことはあってはならないというふうに私は思います。

岸田内閣は、コロナ禍で発生した米の過剰による2年連続の米価暴落を放置状態のまま、その犠牲を農家の自己責任に押し付け、史上最大の減反、2021年産6.7万ha、36万t、2022年産5万ha、25万t、合わせて12万ha、61万tもの減反で乗り切ろうとしています。

そればかりか、農水省は減反拡大に伴い当然増やすべき予算を増やさず、これまで交付金を受けていた農家から姑息な手段で交付金の引き剥がしを凶ろうとしています。2021年2022年、ともに予算額は3,050億円のままです。

その一方、ロシアによるウクライナ侵略を口実に積極的防衛能力の整備のための具体策としてGDP、国内総生産額比2%以上への防衛費の増額を主張しています。

私は軍事対軍事では平和は守れないと考えます。国は交付金を減らさず農家への支援投下をすべきだというふうに考えますが、この点について考えを聞きます。

○村 長 農水省は、6月2日、令和4年産主食用米が4月末時点で前年実績より35万ha減る見込みになったというふうに発表をしております。需給均衡のためには前年実績より3.9万ha、3%削減が必要と見ておりまして、引き続き作付転換の推進が必要だというふうに言っております。これが現在の状況であります。

中川村の令和4年度産米の作付目安値につきましては212.4ha、5月末日時点の主食用水稲作付面積については210.9haとなりました。基準産出量の10a当たり627kgを掛けますと、目安値は1,332t、作付面積においてはこれが1,322tというふうになるわけであります。

今回の水田活用直接支払交付金について、まず多年生牧草作付に対する助成額10a3万5,000円ではありますが、これを収穫のみの年については1万円に減額をし、加えて飼料用米の複数年契約の加算措置を廃止するという内容が実は含まれております。

日本は、カロリーベースでは自給率37%まで落ちておりますけれども、食料国産率では46%と、その差は8ポイントも差がある状況であります。

食料自給率引上げの鍵につきましては飼料自給率の向上にあるというふうに言われておるところでありまして、水田を利用した飼料用米ですとかホールクロップサイレージ生産の振興しかないと専門家の先生も言っておるところであります。

交付金を減らさずに、少なくとも支払額を維持することが水田をフルに活用するこ

とにつながるというふうに考えるものであります。

なお、ロシアのウクライナへの侵攻に対して問題になったのは、小麦の世界的な需要の逼迫、そのとおりだと思っております。

そこで、穀物を輸入しております日本の中で唯一生産できる米、こういったものについて、輸出という問題もあるわけでありましてけれども、やはり食糧安全保障という観点をもう一度日本は考え直す必要がある、こういうふうに思っております。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから食の安全というふうな点にも触れられましたが、今、パンや食用油など、輸入小麦や大豆が原料の食品の値上げラッシュとなっております。

飼料や肥料も高騰して農家の経営を直撃しています。

F A O、国連食糧農業機関は、2021年11月の世界食料価格指数は134.4で、2011年の世界食糧危機を上回り過去最大になったことを発表しております。

気候危機や出荷コストの上昇、コロナによる労働力不足、肥料価格の高騰、ロシアによるウクライナ侵略により、今後も世界的に作物の収穫量が減少すると予測しており、食品の値上げの長期化が大変心配されております。

日本もお金さえ出せば世界中から食料を輸入できる時代ではなくなり、一方で、コロナにより食べたくても食べられない人たちが増えています。

食料危機を打開するためにも史上最低となっている日本の食料自給率を抜本的に向上させなければなりません。

私は、今こそ家族農業を守り、食料自給率の向上のための農政への転換が必要だというふうに考えます。

この点について考えをお聞きいたします。

○村 長 またまた日本農業新聞を引用させていただきますが、5月30日付の日本農業新聞には、ロシアのウクライナ侵略によりウクライナでの作付ができないこと、つまり耕地も荒れているということもありますけれども、男性が徴兵に取られている、作付どころではないということでもあります。また、黒海をロシアが封鎖して小麦の輸出ができないことにより小麦の貿易が逼迫していることに加え、EU、インドでは干ばつ、熱波での生産減少が追い打ちをかけているという記事が掲載をされました。

5月31日付の信濃毎日新聞は、6月1日から食品が相次いで値上げされ、しかも夏にかけても値上げが続くこと、最悪は秋期にも続くおそれがあるとの衝撃的な1面記事が掲載されたところでもあります。

水田を集約し農家の経営の規模を拡大しながら、米の生産調整は麦、大豆、ソバ、飼料用作物の作付転換で進めてきたわけですが、規模が大きくなればなるほど経営が成り立たなくなってきたのが現状であります。

食料自給率を上げるのならば、輸入に頼りっぱなしの飼料用作物の屋内生産を奨励すべきであるというふうに考えます。

水田農業と畑作、果樹栽培など、家族単位の農業形態が永続されるようにすべきで

もありますし、集落単位の複合経営の奨励と支援が今以上にされる農政の転換が必要だというふうに考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから私の考えておるとおりのようなお答えというか、説明がありました。本当にこのままの状態ではいけば大変なことになるんじゃないかというふうに私はいつも考えておるわけでありまして。

最後に、声を上げて行動に出なければ日本の農政は変わらないんじゃないかということ、このことを述べて私の質問は終わりたいというふうに思います。

○議 長 これで中塚礼次郎君の一般質問を終わります。

次に、7番 桂川雅信君。

○7 番 (桂川 雅信) それでは、質問通告書に基づきまして一般質問を行います。

今回の一般質問は今期議会最後の質問となりましたので、地方経済の課題についてまとめて質問をしたいと思っております。

一番最初に「地域の活性化とは何によってもたらされるのか」ということで4問を問いたいと思っております。

最初に、地位活性化という言葉は何となくイメージで語られることが多く、現実には何をもって活性化しているとするのか曖昧な点の多いことが現実です。このことが自治体の選挙などではそれぞれ都合のよい活性化像を描いて、活性化している、していないと主張してしまう要因となっているように思います。

そこで、一般質問を通して、地域活性化の指標あるいは目標のようなものを行政として構築し、それに向かって行政施策を連動させることを提案したいと考えます。

まず、地域活性化とは何かという点ですが、私たちは過去の地域開発政策の失敗から学ぶ必要があると思っております。

戦後の地域開発政策で一貫した考え方は、大規模公共事業と企業誘致を図ることでした。そこでは、拠点地域に投資を集中すれば開発の効果が周辺地域に広がるはずであるというトリクルダウン理論が使われていました。現代のカジノ開発などにも同じことが語られていますが、結果的に、この考え方が失敗に終わったのは、大型公共事業が地域経済への波及効果が少ない上に、地方財政と環境に負担をかけ、たとえ企業誘致に成功しても工場や支店の稼いだ利益の多くが東京に集中する本社に吸収されてしまい、生産現場である地域に再投資されないからであります。

しかも、経済のグローバル化によって国内の地方への工場立地条件が減少している上、撤退や工場閉鎖・縮小が増加し、さらに高齢化によって雇用面での企業誘致の地域波及効果が大きく限定されてきていることや事業所自体のIT化が進行して単純な事務作業の雇用は減少し、技術部門の雇用は増大しているものの、地方での人材獲得がままならない現状もあります。

では、そもそも地域が活性化するとはどういうことなんでしょうか。

それは、地域に住民が住み続けられることと住民の生活が質的に豊かになることこそが活性化の本質であろうと考えます。

この質的な豊かさには2つの側面があり、1つは文化、スポーツ、芸術、伝統芸能、

創作活動、環境活動のように地域のあらゆる資源を活用した精神生活が活発に営まれている状態です。もう一つの側面は、村民の経済活動が活発に営まれている状態で、これらは地域の人口の大小に関係するものではありません。

例えば人口が500人1,000人の自治体であっても、つまり村内経済がごく小規模であっても、村内の収益構造がしつかりとして地域内に金が循環している状態であれば、村内は生き生きとした活発な姿が保持されているのです。

つまり、このような地域発展の決定的要因は地域内再投資力の量的・質的形成にあると言えるのではないのでしょうか。

村内であれば、経済主体としての企業、農家、店舗、協同組合、NPO法人、地方自治体が毎年村内に再投資を繰り返すことで、そこに仕事と所得が生まれ、生活が維持、拡大されることになるのです。

その地域の再投資力を高めるために基本となるのが地域内経済循環の組織化です。地域内での取引網を太くし、地域内循環をつくり、その取引回数を増やせば、多くの住民の生活の向上に波及することになります。

その際、自給自足を想定する必要はありません。むしろ、販売市場が村外地域であれば、村の収益構造は黒字に転換するので、大いに奨励されるべきです。

肝腎なことは、販売の収益が地元地域に還流することであり、それが地域内で循環すれば、経済効果はさらに大きくなるという点です。

皆さんよく御存じのGDPあるいはGRPというのは、全くこの内容を示したものであります。

また、村内企業、あるいは村内にこれから起業される団体には、できるだけ地域内から商品、サービス、雇用を調達してもらうよう働きかけることも必要です。

さて、ここで、昨年度の村の委託事業で地域循環経済分析の結論が報告されていますので、上記の視点からこの報告に基づいて問いかけたいと思います。

この調査報告書では、

中川村において将来に渡って暮らし続けていくためには、地域経済を維持し、所得を確保することが必要である。上述した状況の中でこのことを実現するには、①強い産業を見極めて積極的にその発展を促し、地域外から稼ぐ力を高める、②地域内での産業間取引を拡大させる、③地域外から稼いだお金で地域内消費を活発化させるなどの取組み、すなわち地域経済循環を高めることが重要と書いています。

これは私がさきに指摘した内容とほぼ同じ視点だと思います。

この調査を次の施策にどのように活用するかが村の今後の行政施策の大きなポイントになるはずで。

そこで、次の点を伺います。

1、村外からの通勤者の実態についてです。

この報告の産業構造分析の中に中川村の就業者のうち村外に居住して中川村に通勤する方は673名とありました。思いのほか多かったので驚いたのですが、村内で就業

している方のうち33.1%が村外からの通勤者であるということは、この方々の賃金が村外に流出しているということになります。

村では、この673名の方々がなぜ村内に住めないのか調べたことがありますでしょうか。村に住めない要因が適度な住居がないということであれば、村内での雇用を確保する上でも住宅建設は今後の課題になる可能性があります。

これまで村内では民間アパートは需要がないので建設されていないとのことでしたが、この際ですから村として実態を調査する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○村長 産業構造分析の基礎データではありますが、国勢調査等、各種統計調査からのデータを使っておりますために、推計値ではなく、ある程度の実数値というふうに認識をしております。

これまでの統計調査も含めて、村外からの村内事業所就労者に対する調査は行っておりません。

御質問の、住めない要因として住宅がないということにつきましては、これまで、多くはありませんが、就労が決まった後、個人や企業から相談がありました。

特に単身者用の住宅の戸数は少なく、単身者戸数は、村内の村営住宅の中では一般用が9戸、高齢者専用が4戸となっており、入居要望があっても、ほぼ空きがない状態となっております。

公営住宅の入居募集の中で単身者から申込みがあっても、単身の若年層は優先順位が低く、他の申込者がいない場合を除き入居が難しくなっております。

一方、既存の村営・公営住宅の中には建築後40年以上が経過している建物も多くありまして、今後の更新、あるいは長寿命化計画について、現状、また今後の住宅需要等を踏まえた総合的な検討が必要と考えております。そうした中で入居希望者のニーズに合わせた住宅の在り方を検討していく必要があるというふうに考えております。

○7番 (桂川 雅信) 私、今ちょっと述べましたけれども、村内では民間パートは需要がないので建設されないっていうことを聞いたことがあります。本当はそうではなくなっているのではないかとこのことをちょっと今回のデータで感じましたので、民間建設業者の方とも相談して、つまり利益が上がれば民間アパートは建設されるはずですから、そういったこともちょっと考慮をして今後の施策に生かしていただきたいと思っております。

2番目に、村内の競争力のある産業をどう育てるかという問題です。

報告書では、

今後の地域経済の維持・発展のためには、競争力のある産業を特定し、その強化を促すことによって、村内で生み出す「生産額／付加価値額」の向上や、外貨の獲得を図っていくことが重要となる。またそのうえで、強化する産業と他の産業との取引の拡大等により、地域内でのお金の循環を高めていくことも重要といえる。と述べており、特に外貨を獲得する力強い産業として農業と自動車製造業を挙げてい

ます。

報告書では、

農業は、従業員数、域際収支で村内1位、生産額、粗付加価値で2位であり、地域経済の維持・発展において、今後も最も重要な産業であると考えられる。前節の分析によれば、農業従事者の一部に事業拡大の動きがあることも想定され、そうした動きを後押しすることで今後も安定的に外貨獲得を図ることが重要となる。自動車製造業は、生産額で村内1位、域際収支で2位、従業員数、粗付加価値で4位である。しかし産業の特性上、村外からの移輸入に頼る部分が多く、今後その村内調達を高めることも難しいと考えられるため、産業政策としてできることは限定的であるが、雇用の受け皿としての役割は大きく、今後もその産業規模を維持していくことは重要である。

と述べています。

ここで2つ問いたいのですが、農業との取引が見込める産業として、村内には宿泊業や食料品関連の産業が一定の規模として存在していますが、現状では農業との取引状況は必ずしも活発ではありません。農業の強化に加えて村内農産物を原材料として活用するなど、農業を軸とした村内取引を拡大することは、中川村の地域経済の循環を高める上でかなり重要なポイントになると考えます。

村内農産物の原材料としての活用は一定の目標を決めて取り組むべきと考えますが、村長の見解を聞きたいと思います。

○村 長 例え望岳荘の食材の仕入先を見てみました。米は村内の農家、野菜は村内の農家ばかりではなく村内スーパー等からの仕入れ、魚・肉類は村外業者というふうになっております。御指摘のとおり、村の農産物や加工品の利用は多いとは言えません。

望岳荘職員も、ここでないと食べられないというスイーツに村の果物をトッピングするなどの商品を考え、提供しております。

また、棚田米から作ったビートアイスを交流センターや望岳荘で出すなどの計画をしておるところであります。

しかしながら、地場産利用率・使用額をいつまでにどの品目で、どれぐらいの額にという目標を定めるというのはちょっと難しいというふうに考えております。

一方、学校給食の地元農産物の使用率をどのくらいまでに引き上げるか、これは参加農家の組織化の目標と併せて、こちらは具体的な数値目標を定めてまいりたいというふうに考えております。

○7 番 (桂川 雅信) 今ちょっと望岳荘の話が出ましたが、私は、地場産の製品を使用する、生産物を使用するっていうこと、それだけでも村外の方に対しては価値を高めるというふうに思っています。よくそういうふうにキャッチフレーズで地場産のものを使用しておりますとって生産物を売っている方、メーカーもいらっしやいますけれども、村のものを使って皆さんに提供していますという考え方は、顔が見える農業としても注目されています。

ぜひ、望岳荘もそういう視点で調理を、料理をしていただきたいというふうに思い

ます。

給食の話も出ましたが、ぜひここは目標値を決めていただいて、ぜひ村内の生産物が給食で使われるような仕組みをもっと高めていただきたいというふうに考えます。

次に自動車製造業の問題です。

村内の自動車製造業については移輸入が大きく、村内の粗付加価値の順位でいうと第4位なのですが、生産額として村内1位ですので、雇用の受皿としての役割は大きいと思います。

しかし、この事業は、今後10年間を考えるとEV化の大きな波が予想されており、エンジン関連産業ではなくても車体全体の変革期になりますので、村で2番目の雇用を守るという意味では、業界全体の次の展開と変革に対して村としても何らかの支援を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○村 長 村内の自動車部品製造業者の方ではありますが、関連の自動車メーカーから車の部品製造の発注を受けて製品を作っているだけではありません。自社製品の開発と製造にも取り組んでいるので、自動車会社がエンジン自動車からEV車に切り替えたとき即操業中止に追い込まれるという心配はないかと思いますが、関連する自動車修理業につきましては今持っているエンジン修理の技能が実は役立たなくなるかもしれないというおそれは十分感じます。EV車の修繕にも対応できる技術を持つことが強みになるというふうに思われます。

したがって、議員の御指摘は自動車修理業界全体の課題として商工会の建設工業部会を通じて問題を喚起していきたい、こういうふうに考えております。

○7 番 (桂川 雅信) 今、自動車修理業の話が出ましたが、実は私も自動車修理業を行っている若い方にお話をしております、今後、10年後に自分たちの事業はどうなるかということをもっと積極的に捉えて事業の展開を考えたほうがいいんじゃないかという話をしました。そのためには、もちろん彼ら自身が自分たちで研修に出かけていって技術を習得していくということも当然必要になりますので、そういう問題については、今、村長の言われたように、商工会を通じて村としてもそういう事業の新しい展開に支援を向けていただきたいというふうに思います。

特に自動車修理業は年配の方が営業しているところもありますので、むしろ、そういうところが、今後、次にどうやって営業を継続していくかという問題にもつながってきますので、ぜひその辺の支援は積極的に考えていただきたいと思います。

3番目は少量多品目栽培をどう評価するかという問題です。

農業を稼ぎ頭として成長させる政策案が報告書では示されていますが、村の農業の最大の特徴は少量多品目栽培です。したがって、市場のニーズに応じて加工食品を大量に生産して市場に供給するという方法は、村の実態から見てほとんど不可能に近いと考えます。

逆に、こちらの生産量に見合った消費パターンをつくってしまうほうが有利であることは明らかです。

この意味では、販売・出荷先別の割合では農協の次にネットなど通信機器による直接販売が20%あったことや、平均売上金額では直接販売が高位に位置していることは、今後の展望としては注目すべきと考えます。

農家が消費者に直接販売することを考えると、長野県のエコファーマーの認証を取得するだけでも生産物の付加価値が高まり、有利になります。

それぞれの農家が持続可能な農業への姿勢を見せることが消費者の関心を高めていることは明らかで、これは単一作物を大面積で大量生産している農業経営にはできないものです。

都会の消費者は、安いものだけを買う、高くてもよい品を買う、あるいは安全なものを買うに二極化し始めており、少量多品目栽培を中心としている村の農業がどちらを向いて農業経営をすることが有利に働くかは明らかだと思います。

要は、村の収益を増大させるためには、農家の個人任せにせず、どのように行政としてリーダーシップを取るかにかかっているのではないのでしょうか。

農業を村の基幹産業として稼ぎ頭に作る方策について、村の少量多品目栽培をどのように評価しているのか、村長の基本的な考え方を伺いたいと思います。

○村 長 村の農産物栽培の実態、これについては議員の御指摘のとおりだというふうに思います。

少量多品目栽培は多くの栽培技術、経験、病害虫に対する対応力の広さが必要とはなりますけれども、全ての品目に対して最高の品質の農産物を生産するということは難しいのではないのでしょうか。どうやって特徴を出すのか、安心と安全な農作物ということも大きな特徴であるというふうに考えます。

目に見えない部分でもありますので、公的機関が認証していることは、消費者にとっては見えるということでしょうか。

しかしながら、これからの農産物に求められるのは、日本全体がそうでありますので、この動きに乗り遅れることのないようにしなければならないというふうに思います。

この後の8番議員のお尋ねにも関係をしておるかと思いますが、長野県の認証制度の取得も含めて、こだわりを持った農産物が作られるようJAとも連携して栽培の方向づけを検討する時期にあるというふうに思っております。

○7 番 (桂川 雅信) 少量多品目栽培ってということについては、実は私は4年前に中川村でカットリング向きのリンゴを栽培するということで信大の先生をお呼びして勉強会をやったことがあります。最終的に私が判断したのは、これは無理だということを感じました。

つまり、コンビニに大量のカットリングを供給していくということを考えると、中川村のように個別販売でかなりの収益を上げている農家にはとても無理な状況でした。

それと、もう一つ気になったのは、カットリングの黄変、褐変——カットしたときに色が変わりますけれども、それを防止するために先生が使われていた薬品は、私の判断ですが、環境ホルモン用の化学物質が使われておりましたので、私は、これはも

う駄目だというふうに判断をして、やめました。

ただ、それは大変いい経験になりました、村の果樹生産そのものが、あるいは野菜もそうですが、少量多品目栽培だということの特徴にして逆に収益を上げていくという方法があるのではないかと、この4年間、ずっとそのことを考えてきました。だんだんその方向に社会全体も向いてきているということを最近感じています。

村長が言われたように、そのような考え方でもう少しリーダーシップを発揮していただければと思います。

4番目、小規模事業主の事業継承についてです。

この報告書の中では、事業の承継問題について、小規模個人事業主の事業所では「縮小あるいは自分の代で廃業する」と回答した方が42.4%上っており、法人化された事業所でも「事業継承したいが後継者や引継ぎ先が決まっていない」が18.8%示されています。

村内のこれらの事業所は、農林業と製造業を除けば内需型産業であり、これらの事業所が村内から消えてしまうと村民の収益が村内を循環することなく村外へ流出することとなり、村の経済活性化にとっては大きな問題になってしまいます。

個人経営の商店だから跡継ぎがいなければなくなっても仕方がないという単純な問題ではありません。

例えばチャオの敷地内にあるクリーニング店や理髪店は地域住民にとってはなくなると困る商店ですが、後継者がいなければ廃業しなければならなくなります。

しかし一方で、最近では都会の若い方で農村部での営業を希望する方をマッチングさせるサービスもできているようです。もちろん経営者の意向もあるでしょうが、村としては、村民の得た収益を村内で消費する仕組みを拡大する上でも、一定の投資をしてでも人材の確保をすべき時期であると考えます。

1軒の個人事業の営業を若い方たちに継承することができれば地域経済循環の維持拡大につながるわけですから、将来的に見れば価値ある投資になるはずですよ。

私は、以前、災害時のBCP、事業継続計画について質問したことがあります、現状の村内の経営状況を考えると、災害時のBCPと併せて後継者問題という事業継続計画を村全体で具体的に検討すべきときであると考えますが、村長の見解を伺います。

○村 長 後継者問題につきましては、特に個々の農家だけではなくて個人事業主にもまさに当てはまっているんだということを今回の質問を受けまして特にというか、気づかされたところでもあります。

個人事業主の店舗と住居、こういったものが別々になっておれば店舗をお借りして事業継続することも可能でしょう。住居と一体の場合はちょっと難しいかもしれないということを考えております。

とにかく、小規模個人事業主の事業継続、つまり後継者をどのようにしてつないでいくかを具体的に検討する時期にあるというふうに考えております。

関係者に集まっていただいて現状認識から対応する方針について話し合っていく場

○7 番 を持つよう担当部署には指示をしまいたい、こういうふうに思っております。

(桂川 雅信) 今申し上げましたが、小さな個人事業の商店であっても、あるいは飲食店もそうですが、ある意味、地域循環経済の輪っかの中の1つです。つまり、経済が循環していく過程の輪の中の1つですので、その商店がなくなるってことは輪が切れてしまうということになります。つまり、経済の循環がそこで止まってしまうわけですので、止まった経済がどこへ行くか、つまり金はどこへ行くかっていうと、外に行くしかなくなってしまう。

もともとあった循環が切れてしまって外に向かってしまうということは、文字どおり地域の活性化を失ってしまうということになりかねない。そういう状態ですので、これは一商店の問題として捉えてほしくない、地域経済全体の問題だというふうに捉えて取組をしていただきたいというふうに思います。

次に行きます。

2番目は「企業誘致より起業支援で村内収益の拡大と循環を」という内容です。

実は高度経済成長期の企業誘致のような形態を今も推奨する方が村内にいらっしゃることは、経済成長の恩恵を受けた世代が多数いらっしゃるのでは仕方ないこととも思います。

まず、村外の製造業が村の水や大気などの環境資源あるいは人的資源に期待して村に入ってくることは、今後、まずないであろうことは先ほど述べました。このように将来的に見込みのない誘致を見込んで基盤整備のために税金を投入すれば、村がとんでもない負債を負ってしまうことは明らかです。

村の経済活性化は、村内の収益拡大とその経済循環、つまり村内への再投資を増加させることによって持続的な活性化が図られると述べましたが、今後の鍵を握っているのは、村内の人材、あるいは移住希望者による起業の力が最も早く確実で、身の丈に見合った活性化であることが分かります。

私は、この一年ほどの間に起業家としての資質や能力、シーズを持った方が村内にいらっしゃることを知り、このまま埋もれさせずに村の経済活性化のために活用すべきと考えています。起業の内容も様々ですし、内容によっては内需型の事業だけでなく域外からの収益を上げられる事業もありそうです。

村長の昨年の村長選の公約の中に「村内で起業したい人、村に移住して起業したい人を応援します。」とありました。恐らくこの趣旨は上記のように持続的な村内経済の活性化のために公約に盛り込まれたのだと考えますが、現時点でこの起業希望者への支援について公約実践の立場から考えていることがあれば教えてください。

○村 長 非常に苦しいというかでありますけれども、今、起業、あるいは起業する方々を応援する制度としましては、固定資産税の相当額の助成、固定資産税を減額することはちょっとできませんので、それ相応の助成をするという制度を設けております。

また、制度資金の保証料の給付、これにつきましては保証料を村が全面的に保証していくということでございます。

それから、制度資金の利息分の補給、これについても、コロナの経験の中で利息の

補給をしまっていました。

それから、商業振興資金の補助金、これは企業者、小売業者が行う店舗等の新築、拡張や改装等に要する経費に対する補助であります。振興事業の補助金制度も充実をしてきたつもりでございます。

それと、特産品等創出支援補助金であります。これについては、制度をまとめまして特産品等を創出していくための補助制度、額を確実にまいっております。

なお、最近では1件また申請が出てきておるところであります。

それから、空き店舗等活用推進事業補助金。

それから、就業・創業移住支援事業、これにつきましては、村内企業の担い手不足の解消及び移住促進のため、3大都市圏から移住した人に対して補助をするものでございます。

こういった制度、補助金を設け、村内への誘致や起業を促す取組を支援してまいります。

なお、おとしシェアオフィスなどの活用により、起業しようとする人を現在サポートしておるところであります。

企業誘致につきましては、これまでも取組を進めてきたわけではありますが、現在の経済状況を見ると難しい状況ではあります。

しかし、企業ではなく、個人の移住者を促し村内において起業していただくよう取り組んでいただくことは、コロナ禍を経て移住への関心が深まる中、田舎のニーズが高まっていることを考慮いたしますと可能性のある部分であると考え、個人移住と起業を促す取組をさらに進めたいと考えております。

村への移住に当たりましては、まずは景色のよさ、温暖な気候、のどかな雰囲気に引かれて来られる方が多くいます。その際に必要となるのが住まいと併せて仕事となるわけではありますが、定住に当たり移住者がこれまで取り組まれてきた仕事を生かしながら新たなチャレンジを村内で行っていただくためにも特産品等創出支援などを行い、取り組む仕事に対する目標を明確にし、関係者と共有することで直接的ではなくとも支援を受けられるような体制の構築が可能になったというふうに思っております。

以上と併せまして、村民の中でも起業に向けて検討されている方もいるとは思われますから、そのような取組を支援することで村内の商工業の活性化が図られることを期待しております。

○7 番 (桂川 雅信) 村長が今言われたいろいろな施策も確かにあると思います。

実は、一番最後にこのことは申し上げたかったんですが、村のホームページの中にこういう政策がまとまって表示されているかっていうと、多分ないと思います。

ぜひ、今、村長がおっしゃった内容をそのまま——外から来る方で例えば村でこういうことをやってみたい、事業を起こしてみたいっていう方がもしもいたとして、そのときにどういう支援が受けられるかっていうことをやっぱりすぐに見られる状態にしておく必要があるんじゃないか。つまり、そういうことがきっかけになって村に来ようとか、あるいは相談してみようという気持ちになると思うので、一番最後にそ

のことは述べたいと思うんですが、ぜひ村としても情報提供の在り方を考えていただきたいと思います。

次に移ります。

3番目は「村内に新しい雇用の場、特に女性の働く場をつくる契機を」ということで質問したいと思います。

本日は3番議員のジェンダーギャップの解消への指摘もありましたけれども、そことよく似たような内容になっております。

さきに挙げた村内での起業を考えた場合、あるいは既に法人を設立して事業を開始する際、次に課題となるのは人材の確保と人件費の節減というジレンマです。

特に収益がまだ十分に確保できない段階での小規模事業者の人材確保は法人経営上のネックとなっています。

しかし、村内に起業者の要望に応えられるような人材がいないかという点、そうでもないようです。要は、収益が安定的に確保できるまでの間、必要な人材に働いてもらえる仕組みがどうしても必要だという点にあります。

そこで、1つ事例として提案したいのが総務省の立ち上げた特定地域づくり事業協同組合制度の活用です。

この協同組合制度は事業協同組合の申請に基づき都道府県知事が認定するもので、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断するもので、特例措置として労働者派遣法に基づく無期雇用職員に限った労働者派遣事業を届け出て実施可能となっています。

長野県下では、生坂村と小谷村が既に認定済みとなっています。

この制度の特徴は、組合員となった法人や個人事業主のところに協同組合の職員を求めに応じて派遣することができることで、事業者側では人件費の節減につながり、協同組合から見ると村民の雇用の場を確保して職員の賃金を支払うことができるという点にあり、さらに特定地域づくり事業協同組合に市町村が財政支援を行う場合、村が支援した額の2分の1まで国の財政支援を受けることができます。つまり、村民の雇用の場の創設に行政も実質的な支援を行うことができる仕組みとなっています。

この制度の中では、年間を通した仕事がない場合でも職員が数種の事業に関わることで組合としての経営を成立させ、職員の賃金の安定化に貢献できるという仕組みも使えます。

さらに、この制度の有利な点は、協同組合の職員となれば社会保険や厚生年金に加入が認められることで、従来の非正規雇用の処遇とは全く異なり採用された職員の生活が保障されるため、村内外から就業する方の雇用環境が大いに向上することです。

総務省の統計では、この制度を利用した協同組合に職員として雇用された人のうち64%が県外からの移住者であったとありましたので、移住政策の1つのポイントにもなっているようです。

さて、村内でこの制度の恩恵を受ける法人がどの程度あるかという点を検討してみた場合、この制度の有効性という点では、季節的な労働を支えるというよりも、年間

を通して雇用を保障しながら、なおかつ派遣先での経験を積んで将来的には派遣先で正社員として収益を担う存在となる道筋を描くことができれば村内全体での拡大再生産につながっていくことが考えられます。

ここで前述の新たな起業とこの制度の関係を考えると、ここで提案したいのは女性の働く事業所の起業です。

さきの報告書でも示されていますが、女性の就業率は30～34歳で72.1%と男女差が最も拡大し、その後も45～49歳で就業率が最高に達しても92.8%と、男性とかなりの差が開いています。この要因は、出産や子育てだけでなく、女性にとって働きやすい環境が整えられていないことも大きな要因であると考えます。

しかし一方で、女性の働きやすい環境を整えた事業所では女性が生き生きと働き、事業所の収益と子育てを両立させているという事例も出始めています。

例えば佐久・上田市に拠点を置く「はたらクリエイト」は、現在、従業員数121名となり、そのほとんどが子育て中の女性たちで、社内には保育所を完備し、就業時間は自由に選択して業務に当たれるようになっており、全国的にもIT産業を中心としてこのような事業のつくり方は次第に増加しているようです。

先日のテレビのニュースでは、鹿児島、宮崎など南九州のほうでも同じような事業形態でIT産業がウェブデザイナーの女性たちの働く場をつくって、今、物すごく拡大しているというニュースもありました。全く同じような状況ですね。

村内の子育て世代の女性の中には様々な社会的経験を蓄積したまま退職をした状態の方がいらっしゃると思います。実にもったいないことであります。働く意欲のある、しかも経験と力のある女性を活用することができれば、村としても雇用と地域内再投資力をさらに高めることに寄与することになります。

国も女性の働く場の確保を積極的に推進する立場で諸施策を推進しています。

特定地域づくり事業協同組合の制度と女性の働く場の確保を結びつけることは地域経済の活性化にとって価値のある検討材料だと考えます。村の考え方を聞きたいと思います。

○村 長 農業や製造業など、人手を求めている事業所はたくさんあります。

先週の日本農業新聞では、1面扱いで農業など地域の複数の仕事を組み合わせて通年で働く場を確保する特定地域づくり事業協同組合が全国で50を突破したとの記事が掲載をされました。

農業は季節的に人手を必要とする職業であり、時間の空いたときでよいので子育て中の女性の力を貸してほしい、また村で主導してマッチングしてほしいという声が寄せられております。

議員の描かれるような女性の働く場とキャリアアップを同時に満たすように、果たしてうまくいくのか少々疑問なところもありますけれども、商工会ですとかJAなどと一緒に中川村での協同組合の一番いい在り方、こういったものを考えていく時期にあるということを考えておりますし、これは国の支援もあるということでもありますので、このことも含めて早急に検討を始めたいというふうに考えます。

○7 番 (桂川 雅信) この制度を活用している自治体の話ですが、協力隊の卒業生は3年たってから自治体から卒業するわけですが、そのときにはまだ確定的に収益をきちんと上げて暮らしていけるという状態にない場合もあるそうです。その場合には、特定地域協同組合が一旦協力隊の卒業生を職員として雇用する。もうしばらく職員として派遣の作業をしながら自分も農業の確立をしていくという形を取っているところもあるそうです。これですと協力隊を卒業してすぐに悲惨な状態にならないようにそれぞれの仕事を確保することができるということもあるようですので、ぜひ、これは協力隊の方のためにも制度的に一度考えていただければというふうに思います。

4番目に移ります。

最後の質問です。南箕輪村から学ぶものは何かということです。

以前から議会でも南箕輪村の移住者増加について意見が出されたことがありました。そのこともあって、私は南箕輪村の行政担当者に意見を求めたことがありますので、その結果を基に村としての見解を伺いたいと思います。

南箕輪村の移住者が増加した要因として一番上げられていたのは、村内——南箕輪村の村内ですが——村内での住宅確保が民間事業で既に行われていたということだったようです。

また、雇用の場についてはそれほど大きな要因ではなく、現実には南箕輪村への移住者は伊那市に就業している方がかなりいるという分析でした。

つまり、雇用の場は村外でも居住環境さえ整っていれば、そちらに移住者は入ってくるということでした。

中川村へ最近移住されてきた方に何うと一番困ったのはやはり住居だとおっしゃってましたので、移住者の希望という点では住む場所の確保が第一義的であると感じます。

ちなみに、子育て施策が充実しているから移住者が増えると言われますが、南箕輪村の担当者の方は子育て施策でいえば中川村のほうがずっとよいはずだと語ってました。

村では空き家対策が進み始めていると思いますが、現状での取組と今後の目標やスピードについて教えてください。

○地域政策課長 まず、居住環境の整備と空き家への取組について私からお答えをさせていただきます。

3月議会定例会での3番議員への答弁にもありましたが、居住環境の整備や情報の発信では、なかがわ暮らし推進協議会の活動を充実させることで空き家居住の掘り起こしが進み、村内の提供する物件が増えるよう進めていきたいと申しました。

現在のなかがわ暮らし推進協議会の取組では、村と協議会構成員である不動産、建設、金融といった関係機関が連携しまして、空き家・空き地バンクの運営、協議会の構成員が保有する不動産情報のホームページでの紹介、移住・定住に関しての各種情報の発信などを行い、空き家バンク登録物件の掘り起こしのほか、村内の官民それぞれが保有する不動産を移住希望者に対して一体的に紹介するなど、効果的な提供を行

えるよう取組を進めております。

今後は、村内の居住環境の確保に向けた具体案の検討のほか、空き家・空き地バンクへの登録をさらに推進するため、登録に向けた広報活動や空き家相談会の開催などを検討してまいります。

また、住宅の確保という点では、既存の村営住宅の払下げや昨年度末に県から譲渡を受けました旧片桐駐在所を改修して賃貸住宅にするなどを計画しており、今後も村として活用できそうな物件があれば検討していきたいと思います。

また、村営・公営住宅については既存住宅を含めた総合的な在り方の検討が必要と考えておまして、今後、他の公共施設の管理・整備計画と併せて検討してまいります。

○7 番 (桂川 雅信) なかがわ暮らし推進協議会で議論が進められておりますので、早く結論を出していただきたいんですが、同時に、出た結論、方向については、ぜひ村のホームページで分かるようにしていただきたい。

移住者の方というのは、一番最初に情報を得るのは圧倒的にホームページだと思います。村のホームページを見るしかないわけで、そのホームページにたどり着いてもどこに何が書いてあるか分からなければ、もう次に進めないということになります。

次に移ります。

実は、そのことを書きたくて一番最後の質問にしました。

居住環境の次に指摘したいのは情報提供のレベルの問題です。

私は何度か南箕輪村の移住希望者向けのホームページのことを述べたことがありますが、その充実度は県内でも群を抜いています。ホームページを見ていると、南箕輪村を1度見たくなると思います。

翻って中川村のホームページを見た場合、移住希望者はどこを見たらよいのかさっぱり分かりません。

村が移住者を積極的に受け入れたいと思うのであれば、村のホームページははっきりと村民向けと移住希望者向けに区分すべきです。

特に、公式ホームページを開いた際に、トップ画面に「移住をご希望の方へ」、あるいは「田舎暮らしをご希望の方へ」、もうちょっといい言い方があるかもしれませんが、そういったバナーを大きく設置して、そこからすぐに画面が切り替わるようにすべきだと思います。移住希望者の方は村内の様々な動向について知るつもりはほとんどありませんので、そういう切り替わりをすぐにすべきだというふうに思います。

村の公式ホームページではブランディングサイトがどうも村外の方向けのページらしいのですが、一見してそのページには到達しないと私は思います。サイトの作成者の自己満足でホームページをつくるのは厳に慎むべきです。

移住希望者向けのページを作成するのであれば、ページの目線を行政や村民の目線から移住したいと思っている方の目線に切り替えるようにすべきだと思います。

私はこれまで上記のことを予算委員会や決算委員会で何度か述べてきましたが、確かに改善された部分は幾つかあるものの、なかなか目線まで変わっているようには思

えません。

広報の在り方も外部の意見を定期的に取り入れる仕組みを含めて検討すべきと思いますが、村長の見解を聞きたいと思います。

○総務課長 村ホームページのことにつきまして私のほうから答弁させていただきたいと思います。

昨年6月の一般質問で出されました移住者向けのホームページに関する指摘を受けまして、村のホームページのほうは一部見直しを行ってきました。

具体的には、トップページの「ライフイベントからさがす」というアイコンの1つに「移住・定住」のボタンのほうを設置しまして、移住・定住に関わるとされる内容のところをまとめてきたところであります。

また、昨年度は移住施策をまとめました冊子のほうを作成いたしまして、移住相談等にも活用しているところであります。

現在のホームページにつきましては令和2年4月に全面リニューアルをしたもので、年数もたっていないというところから、当面は現状の仕組みの中でできる限りの対応をして見直しを進めていきたいと考えています。

移住希望者に分かりやすい入り口づくりと記事構成の見直し、内容についても写真などを掲載するなど、分かりやすい内容に工夫をしていきたいと思います。

先ほど質問の中でも出ましたが、生活だけではなく、住む場所、また起業支援等についても工夫をしていきたいというふうに思っております。

外部意見の取り入れにつきましては、広報やホームページの全体的な意見をお聞きするアンケートフォーム的なものの設置などの仕組みを考えていきたいというふうに思っています。

また、次期全面リニューアルにつきましては、御指摘の点なども含めまして前倒しで行うことを検討してまいります。

ブランディングサイトにつきましては、移住者向けというよりも、主に村外に向けた魅力や情報発信を目的としたサイトであります。村のホームページのリニューアルに合わせまして見直しを検討していきたいと思います。

また、見直しの際につきましては、有識者ですとかサイト利用者など外部の方の意見も取り入れながら検討していきたいというふうに考えております。

○7 番 (桂川 雅信) 何ていうのか、今の答弁を聞いていて、事の深刻さを理解していないのではないかと私は思います。

リニューアルのときに合わせてやればいいのかというような問題ではないのではないかと私は思います。

そもそもこの問題は、この話を予算委員会でも決算委員会でも何回もしてきました。

何でこういうことになるかっていうと、あまり深刻に考えていないのではないかと。移住者の方が村の情報に到達するということがいかに大事なことなのかということをお聞きしたい。あまり理解されていないんじゃないかと、だから次のリニューアルのときにやりますというような回答になってしまうのではないかと。

バナーを1つ追加するぐらいはすぐできますよ。そんなに難しくありません。ちょっと画面をいじくる力さえあればできるはずですよ。なぜできないのか、ちょっとよく分からないです。そんなの来年まで待たなきゃいけないような話でもないと思えます。

今、もう既に情報を持っているんですから、皆さんは、行政は。こういう施策がありますという情報もちゃんと持っているわけで、それを出せる場がきちんと整理されているかどうかだけの問題ですよ。なぜそれができないのか、1年待たなきゃいけないのか、深刻に考えていないからだと思います。

もっとあのホームページにたどり着いた人のことを考えてください。東京都の人、愛知県の人、あるいは村外にいる長野県の方が中川村ってどんなところだろうって、あるいは行ってみたいと思った人がホームページを開いたときに、ああ、ここを開けばすぐ出てくるっていうふうになっていないことの深刻さ、そこは重大だと思いますよ。だから、私はこの冒頭で南箕輪村のことを書いたんです。

皆さんは南箕輪村のホームページを御覧になったことがありますか。ありますよね。開ければ移住したい方のことがすぐ分かるようになってるんです。そういう方が、ああ、ここだと思ってすぐに押せるようになってる。そういうホームページをつくってくださいといっているだけなんです。そんなに難しい話じゃないと思えますよ。気持ちさえあればできると思えます。

私の質問を終わります。

○議 長 これで桂川雅信君の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開は午後2時50分といたします。

[午後2時32分 休憩]

[午後2時50分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番 柳生仁君。

○8 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告しました3問について質問いたします。
初めに、3年前に起きた美里地区の土石流現場の復旧状況について少し述べさせていただきます。

今年もいよいよ梅雨の季節となりました。

3年前に起きた美里地区の土石流の現場の復旧が順調に進んでおります。

総務経済委員会では2回にわたって現場の検証を行い、工事の進捗状況などを視察しました。

谷田川の堰堤は順調に工事が進んでおり、同じような土石流が発生しても土砂をしっかり受け止められるような頑丈な堰堤ができています。

また、広域林道でも工事が進んでおり、作業の苦勞を聞かせていただきました。不足土は三共の渡場から小型ダンプカーで運んだとも聞いており、また地域の中をダンプカーが重い土砂をしょって上がっていくところ何回も確認しております。特に、広域林道では足場が悪くて大変苦勞したとのことでございます。

このような災害のときに村の対応が早く、災害が起きてから素早い復旧が行われることが非常にうれしく、感謝します。

それでは質問に入りますが、集落ごとの防災についてでございますが、集落ごとの防災マップ作りが行われ、防災の勉強会が行われています。防災マップが作られ、今後は自分たちで地域の防災について取り組んでいく必要があります。各集落では、総代をはじめ役員の方々や防災士など、代表の方が出て、一年かけてこういったものが作られました。

各地区では1年ごとに係がほぼ毎年替わっていく集落が多いのかなあと考えております。替わっていく集落が多い状況の中で、村で取り組んでいただいている集落ごとの防災の在り方をどのように考えているかでございます。

各集落では地区ごとの防災マップからどのように防災対策につないでいくかが課題となります。防災マップを改めて見てみますと、三六災害や五八災害などの状況がよく分かります。

村では、毎年、各集落の防災対策などについて集落とともに考えていく必要があります。

今年も地区ごとに防災マップ作りに取り組まれると思いますけれども、防災マップ作りは非常にありがたいことでございますけれども、一番は、どう生かしていくか、どう活動していくかが課題であります。このことにつきまして村の考えをお聞きします。

○総務課長 近年、降雨量の増大に伴いまして全国各地で多くの災害が発生しています。その都度、住民への避難情報が発令され、住民の防災意識も高まってきていると思われま

す。逃げ遅れないよう早めの安全避難が重視される中で、村では県の支援を受けまして平成元年度より住民主導型警戒避難体制の構築に向けました地区防災マップ作りの事業を進めています。地区役員をはじめ多くの住民の方々に参加をいただきまして、作成の過程では過去の災害ですとか近年の地区内の変化等を上げまして危険箇所の共有を図っております。地区内での次世代への継承も併せて実施できるというふうに考えています。

また、村でも変化の状況に応じまして作成した防災マップにつきましてアップデートしていただけるように応援体制の構築を図っていきます。

現在 10 地区におきまして作成が終了しておりまして、本年度につきましては3地区を予定しております。本年度は地区防災マップ作り事前学習会を開催した後に地区ごとの防災マップ作り懇談会を経て作成をしていきます。住民の皆さんには、こういった活動に積極的に参加していただきまして、共々に防災意識をさらに高めていただきたいというふうに考えております。

○8 番 (柳生 仁) 今、課長が言われたとおり、防災マップ作りには主に地区の代表者が参加しており、地区の住民全体がまだまだ把握し切れていないのかなあと考えておりますし、地区の代表者は前段言いましたようにほぼ毎年替わっていく集落が多いのかなあと考えております。これをどうアドバイスするかが、これからこのマップ作りが

生きてくる要因じゃないかと私は思っておるわけでありま

す。そして、災害についての防災は、今年やったからいいではなくて、毎年こつこつと取り組み、自分たちでも自分たちの集落を守っていけるように考えていくことが大切なあと思っております。

昨夜のNHKの放送でも千年に一回という大降水の番組がありました。災害が発生多現場におきましては、自分たちも今まで2mだったのを3mっていうことで住宅のかさ上げをしたとか、そんな報告もあったわけでありま

す。集落が自らはなかなか行っていくっていうことに取り組みにくい部分があるかと思

いますので、村として今年の集落の防災の取組はどうですかという声がけとともに一緒に考えていただけるような仕組みをお考えいただきたいわけでありま

すけれども、防災訓練は9月に年に1回やっておりますけれども、それと別に防災の在り方、新年度の役員さん方はどうですかということを手を引っ張ってとい

いますか、一緒に手を携えて活動できる仕組みを考えてもらいたいと、ちょっとややこしく言いましたけれども、なかなか集落だけでは歩みにくいかと思

いますので、いま一度、そのアドバイスをどうするかをお聞きしたいと思

○総務課長 防災につきましては、やはり最後につきましては地区住民の助け合いといったところが重要になるかと思

います。それにつきましては、やはりこういう防災マップ作り、できたら終わりということではなく、それを地区の中で継承していただきながらア

ップデートしていただくということも必要かと思

います。それにつきましては、村のほうでもそういうお声

○8 番 (柳生 仁) 地区単独ではなかなか難しいので、ぜひ一緒になって考えていただ

きたいなあと思っておりますし、いざ災害が発生しそうなときには地区自ら声を出

して避難をさせられるような、こんな仕組みを考えていければいいかと思

ついでに消火栓について質問いたしますけれども、美里地区では3月に土手焼きから飛び火して火災が発生いたしました。幸いに消防団や上伊那広域消防、地域の方々の協力で延焼を最小限に抑えることができました。特に上のほうでは、消火栓の豊富な水のおかげで延焼防止ができました。

しかしながら、消火栓ボックスにはホースが2本入っていることが多くて、火災のときに足りるかが心配であります。

当日の火災では、一般の方や消防職員が休暇で家にいたために、いち早くホースを車に乗せて来てくれました。私もその現場におりまして、一緒にホースを延長しながら、また消火栓のバルブを閉じたり開けたりして活動しておりました。

広域消防の到着で、より連携ができて、火災の鎮火に至ったわけでありま

す。また、消防団員のほうの活躍で、足元の悪い中、残火処理ができ、それぞれの皆様との協力で火災を最小限にとどめることができました。

消火栓がなければこの火災は抑えられなかったのかなあと思っておりますので、これも豊富な消火栓のおかげだと本当に感謝しております。

○総務課長 消火栓は必要な箇所に行き渡っているか。昨年、消火栓がなくて心配とのことから村と研究された集落があったようであります。

また、ホースの数などはどのように把握しているか。ホースのない消火栓や1ボックスに2本—3本のところもありますけれども、これでよいのか。

今回の火災から分かったことは、消火栓の重要性とホースが2本では足りないことが分かりました。

消火栓は村内に十分足りているか、ホースの数は検討されたか、ホースの傷みはないかなど、私は個人的に3時間ほどかけて村内の消火栓などを見て歩きましたけれども、ホースが3本保つようと思われる箇所が何か所かあったような気がします。

村ではこのことについてどのように考えているかお聞きします。

○総務課長 村の消火栓につきましては上水道を利用しています。50mm以上の本管から取り出して設置をしています。

設置の要望につきましては、水道系のほうで受付をしまして、現地のほうを確認して設置かどうかというところを協議しまして設置をしております。

住宅の近くに上水道の本管が設置されていない場所につきましては消火栓の設置は難しく、村内全てを網羅するということはできません。防火水槽ですとか自然水利等を活用することにより消火活動を行っていくということになります。この点については、毎年、消防団では水利点検を行い、防火水利の把握に努めているところであります。

ホース等の管理につきましては、各地区で管理をしていただいております。各地区の消防団員と協力して点検を行っていただいております。不足ですとか壊れてしまったような場合につきましては、各地区より要望を上げていただきながら防火施設整備補助金で補助のほうを行っております。

また、現在設置している消火栓ボックスには、現在のものについては4本収納可能ではありますけれども、古いタイプについては4本入らないものもございます。

いずれにしても、地区内を承知しています消防団の点検の下、必要なものにつきましては地区を通じて申請を上げてきていただきたいというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁) 消火栓は必要などころには大方設置されておるよというふうに今お聞きしまして、また消火栓が設置できないところは防火水槽ということのようでございますけれども、昨年は消火栓がなくて本当に火を消してもらえるかということでもって村と懇談会をした集落もあったわけであります。そういった場合の対応としては、その場所につきましては堤があって、堤からホースを6本くらい延ばせば何とか届きそうなどころだったんだけれども、ほかにもたくさんあるわけです。

そういったことについてどういう研究をされているのかということでございますが、自分は1分団でございましたが、自分が消防団の頃は水が届かないところのないように訓練しようっていうことでしてきました。昨年の水が届かないっていうことの悩みでもって相談した集落への対応はどんなような対応をされたか、関連で書いてありますので、分かったらお聞きします。

○総務課長 昨年、ある地区のほうで火災の際に消火栓から距離があるといったようなところの皆さんが集まって検討をされたということで、その検討については、具体的にちょっとどこまで結論が出ているかっていうところは、すみません、承知をしておりません。申し訳ございません。

○8 番 (柳生 仁) うわさですと結論は出なかったようなふうでございますけれども、火災にはやはり水が必要であります。どこの家庭にも水がきちんと届くように対応をこれからもしていただきたいことと、ホースなどは消防団員とともに地区で見ておるようでありますけれども、地区でも、それぞれの集落でも、1度ホースを箱へ入れてしまうと、必要がないとなかなか出しては見ません。これが現実であります。そして水を出してみると穴が開いておるということがありますので、できるだけ村内の各箇所の消火栓ボックスなどの点検を改めてしてもらいたなあと、こんなことをお願いするわけであります。

では次に参りますけれども、避難者、被災者への言葉について質問します。

中川村には災害ボランティアの会がありまして、私もこの会に入っております、年1回、ボランティアセンター立ち上げ訓練など、様々な方法で訓練や勉強会を行ってきました。私も少ない回数ですがボランティア活動に参加してきました。そのときに言われたことは、ボランティアセンターで被災者に声をかけないでくださいって言われました。これはとても重要なことだそうであります。被災者については、被災していない方としている方では思い方が随分違い、温度差があるようでございます。勉強ができました。

避難所などの被災者、避難者への言葉使いなど、役場ではどのように気遣っているかお聞きしたいと思っております。

○総務課長 災害時に避難されている方々は通常では考えられないストレスを抱えており、そのとき置かれている状況により、同じ言葉でも受け止め方に様々な違いが生じるというふうに言われています。

避難所には、地域住民のほかにも地域内に一時的に滞在されている方、様々な方が避難し、一時的に共同生活を送ることになります。高齢者、障害者など避難生活を送る上で配慮を必要とする方や多様な特性をお持ちの方が避難される場合が想像されます。できる限り誰もが過ごしやすい環境づくりをする必要があります。

避難が長期にわたる場合は避難所の運営に関わる者も立場、数ともに増えていきますので体系化するところは難しいと思っておりますけれども、注意すべき事項、心得につきましては避難所運営マニュアル等へ掲載できればというふうに考えております。

御指摘いただきました言葉使いの取扱いにつきましては、課題として受け止めさせていただきます。思います。

○8 番 (柳生 仁) 私は、先月、下條で勉強会がありまして行ってきまして、千曲川の被災現場でもってボランティアの訓練をした方の講演を聞きました。そのときに、皆さんは被災者にどのような言葉をかけますかという問いに対して答えが出せませんでした。というのは、声がかが難しいっていうことを聞いておりますので、なかなかう

まく言えなかったわけですが、被災者との思いは違うんで気をつけてくださいよという答えでございました。

ぜひ村でも、そうした避難所、それから被災者等への声かけは今後十分に検討いただきまして対応いただきたいと思っております。

次に避難所の看板をということで、単純なことではございますけど質問します。

それぞれの集落が災害時の避難所となっております、私の美里地区でもそうであります。

そうしたことで、ここに避難所という看板がないわけではございますが、地区の皆さんなら知っているんで要らないわけでありまして、住民の方からも村の避難所がどこか明確に書いてないんで分かりにくいなあってというような話を聞いたことがあります、何で看板がないのかと聞かれました。

そしてまた、避難所における非常用の食料でございますけれども、村のほうにはあるかもしれませんが、各集落において非常用の食料はどのようになっているかということをお聞きしたいわけでありまして。

ちなみに、美里地区では、単独で予算計上し、水とビスケットなど、またお釜などが用意してあって、いつでも御飯が炊けるように準備しておりますけれども、各地区がきちんとできているかどうかお聞きしたいと思います。

村では、指定緊急避難所 32 か所と指定避難所 12 か所を指定しております。

集会所につきましては緊急避難場所として指定をしており、集落の方々が一時的に身を寄せる場所として想定をしております。

また、指定避難所につきましては不特定多数の方々が避難することが考えられますが、防災マップへ掲載していることもあり、今のところ看板の設置というところは検討していない状況であります。

今後、「信州くらしのマップ」をはじめ、ネット環境下で確認できる方法も併せて検討していきたいというふうに考えています。

しかし、観光客など住民以外の利用が想定される避難場所につきましては看板の設置を検討していきたいというふうに考えています。

非常食であります、まず避難時につきましては緊急避難場所へ非常持ち出し品を持って避難をしていただくということが前提になっております。

避難所の非常食につきましては、村の大草、片桐、葛島の防災倉庫のほうに備蓄をされております。必要時には配給できる状態になっておりまして、必要時には集会所等にも届けられるということになります。

また、常日頃の準備としましては、地域防災計画の防災の基本方針や昨年度作成しました防災ハザードマップにもありますとおり、非常時の持ち出し品として3日以上非常食、食料品の準備を家庭にはお願いしているところであります。このような準備ができない皆さんにつきましては、村のほうから非常食のほうはお届けするというような状況になるかと思われまして。

○総務課長

○8 番

(柳生 仁) 非常時に非常食がない場合は村から届けてくれるってということで、

大変力強いわけではあります、各家庭が一時的なものを持ってくるよという話でございまして、ばたばた慌てるとなかなかそこまで気が回らんとところがあるのかなあ、こんなふうに思っております。ぜひ、相談会でもそういったことを話してもらって、避難があつちやならないわけでありまして、そういうときには個々でも非常食を持ってきてくださいよというようなことの説明もいただければいいかなあと思っております。

それでは、次に福祉について質問しますが、新型コロナウイルス感染者家族への声かけはということで質問してまいります。

コロナにつきましては、いまだに終息のめどが見えてきません。

コロナが始まりの頃につきましては、感染すると周囲からよい目で見られなかった、こんなことがいまだに記憶に残っております。

今年5月20日現在、県のホームページを見てみますと、中川村は感染者数が78人とありました。

そのような状況下で、コロナ感染者家族複数から村ではコロナ患者家族への声かけがないんだねというふうに聞きました。

担当係長に聞きますと、村では声かけはしていませんということでございます。係長に電話で聞くだけなら聞いても感染しないんじゃないのかということをお聞きしたところ、電話で聞く分には感染しないという回答が返ってきました。

感染者家族は1週間外出をしないと言われましてと保健所からは言われたと聞いております。1週間、近所の方とも会話ができません、買い物にも行けない、大変窮屈な思いをしたと話していただきました。

大家族は食料が不足するそうです。遠くの子どもから食料が届いたと話していただきました。

感染した子どもさんを1つの部屋に隔離して、そこで全部を1週間賄ったそうですが、お母さんが看病したそうでありまして。子どもが悪いのか誰が悪いのか分かりませんが、学校でのクラスターにかかってしまったと、こんなことをお聞きしました。しかしながら、学校からも子どもさんはどうですかとの声かけもなかったということでございます。

もう一軒の方は、この方もちょうどお会いしたときに、柳生さん、うちもコロナにかかっちゃったんだよと神妙な面持ちで話していただきました。このときでございまして、同じように大変寂しい思いをしたそうでございます。

また一方で、I町では濃厚接触者となった子どもさんが学校を休めと言われまして休んだわけでありまして、家族のほうに、休んでいる子どもさんに先生の声かけが数回あったようでありまして。また訪問もあったと聞いております。

感染した家族の方は、村ではコロナにかかるのと俺たちを見捨てるんだなあ、そんな思いがあったようでありまして。これは体験者にしか分かりません。

新型コロナウイルスは今までに経験したことのない病原菌であります。多くを望んでいるわけではございませんが、一言の声かけが福祉と思っております、村の福祉に対する

考えを村長と教育長に聞きたいわけであります。

福祉ってというのは、ここに書いてみますと、普通の暮らしができる幸せ、これが福祉だそうであります。みんなで支える福祉の村づくりが求められます。お聞きします。

○村 長 まず、村では全ての陽性者の情報を持っているわけではありません。基本的には保健所が発表しております陽性者の人数、年齢等の情報しか今は分からないわけであります。

ただ、保育園や小中学校、児童クラブなどの利用者が感染した場合、またその家族が感染した場合、連絡をいただければ陽性者が誰なのかは当然分かる状況にあります。

新型コロナウイルス感染症と言われ始めた頃は、保健所の発表の中に中川村とあると、感染者は誰だと村民からの問合せがあったことも事実であります。まずは感染された方や家族を誹謗中傷から守ることが重要で、声かけは難しい状況ではありましたが。

しかし、令和4年に入り児童、保育園児の陽性者が増加し、家族が濃厚接触者になり、日常生活や仕事に支障が出るようになってまいりました。陽性者及びその家族は1週間自宅待機しなければならない状況、こういったことをお聞きしますと、まず様子を伺って、家族分の食料ですとか日常生活用品の配布など、本人や御家族が必要としていることの支援は必要であったというふうに猛省をしておるところでございます。見捨てるというふうなことは当然考えてはいないわけですけど、今のお話を聞くにつけ、非常に対応のまずさ、こういったものを痛感しております。

今後は、感染者が特定できれば、必要な人に必要な支援が届くように考えます。

あと……。そういうことでございます。

○教育長 これまでの経過を見てみますと、確かにオミクロン株に移行してからは児童生徒につきましても陽性者や濃厚接触者が増加した経過がございます。現在は比較的落ち着いた状況で推移をしてきております。

陽性者が出た御家庭への対応についてのお尋ねでございますが、コロナ対応につきましては、保護者の皆様には大変御協力をいただいて、学校のほうも対応してきております。

お子さんが陽性者や濃厚接触者になった場合や発熱等体調不良が認められたような場合におきましては、必ず学校へ連絡をいただいております。その情報によって対応の仕方を相談、決定してきております。よって、陽性者になったお子さん、あるいは濃厚接触者になったお子さんにつきましては、全てのケースで必ず保護者の方とまず言葉を交わして相談し、その後についても対応の仕方等を確認してきているというふうに承知をしております。

ただ、個々のケースで対応の状況も違うような面もありまして、例えば電話で様子を伺ったりもしておりますし、お便りや学習教材を届けたり、あるいは濃厚接触者のお子さんにはオンラインで授業の配信をしたりとか、あるいは学校行事にオンラインで参加したりとか、保護者の皆さんとも相談しながらそれぞれのケースに対応した対応も行ってきております。

また、陽性者になったお子さんは御家族のほうでその対応のほうがあるだろうということで、逆に連絡を控えながら、また様子をお伺いできるような機会を見ていたというようなケースもあったというふうには聞いております。

これまで保護者の皆さんからこうした御意見をいただいたことがなかったわけですが、今回このようなことがあったということでケースをお伺いしましたので、これまでの対応につきましては学校とも見返しをして次に生かしていきたいというふうに思います。

また、ある専門家が学校の役割につきまして次のように言っております。全国で陽性者が増え続け、学校も休校等の措置を余儀なくされていた頃でありますけれども、家庭環境が安定していない子どもにとってはコロナが生活基盤を直撃したと、学校、公教育が果たしていた福祉的機能、そういったものが改めて見えてきたというようなことを御指摘される専門家の方もおられました。

御承知のように、学校は教育分野の機関ではございますけれども、学習保障はもちろんですが、心理的に子どもたちや、あるいは御家庭の皆さんを支えたり、場合によっては学校から福祉サービスへつなげたりと、そういった機能を学校が果たしているのではないかとということを御指摘されたというふうに理解できるわけであります。

こうしたことから、これからも教育、福祉、医療が連携してこういったことに対しても対応していくことが求められると思いますし、今回、学校においては日頃から御家庭との信頼関係をしっかり結んでおくと、そういうことがさらに進めばそのような思いをさせてしまうようなことも回避できるかなと思いますので、改めてこういったことも含めて学校のほうとも確認をしてまいりたいというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁) 私はコロナ感染者家族と会話することはまずないのかなと思っておりましてけれども、そういったことで直接うちではかかっちゃったという方からそんな話があったんで、こうした質問をさせていただきました。というのは、担当係の方も連絡しておりませんっていうことで、じゃあ今後どうするかっていう回答も得られなかったんで一般質問させていただきました。

村長のほうからも必要な対応を今後はしていくという回答をいただきましたし、教育長のほうからも必要によって対応していくというお話をいただきましたので、ぜひとも、こうした特殊な病気の方々には心温まる対応を行政に、また学校に望むということをお願いしたいと思っております。

次に有機農業について質問してまいります。

中川村の有機農業の取組をとということでございますけれども、3月24日に文化センターで有機農業についての講演が、未来に手渡したい食と農を育てる会・中川の方たちの主催、また共催が中川村営農センターで行われました。講演者は長野県有機農業推進プラットフォーム担当の吉田太郎さんです。

ここでの講演では、日本の有機農業は0.5%との説明でございました。ヨーロッパでは2025年までに25%に上げる、デンマークでは学校給食は100%有機食材だとのことでございます。日本の食料自給率は37%と報告がありました。

また、5月22日には、未来に手渡したい食と農を育てる会・中川の方たちの主催で、共催は中川村で、牧ヶ原の圃場において吉田俊道先生のお話で有機農業の体験学習が行われました。

ここでは家庭菜園のベッドをつくる学習で、暑い中、皆さん真剣に話を聞き、体験しました。ベッドが完成した後、みんなで一緒に手を添えて「菌ちゃん元気になあれ」と声をかけて、おまじないかもしれませんが、温かい声をかけると菌がよく進むと、こんな話でございました。(写真掲示) この写真はそのときの様子でございますけれども、正面にいる方が吉田先生でございます。

続いて文化センターで学習がありまして、演題は「微生物との共生で、健康な野菜と子どもを育てる」です。

中川村で特色ある農業を目指すことは大切なことと思っております。すぐに何かができるかは難しいわけではありますが、未来に手渡したい食と農を育てる会・中川の方たちと話を進めて若い農業者や高齢化社会にできる有機農業についての研究を進めてはどうか。

参加者は女性、子どもが多く、遠くは上田から、それから隣の松川町、県職員、役場から産業振興課長など、40名近くいたと思いますが、有機農業は初めから広い面積には取り組めませんが、できることから取り組めば道が開けると思います。

村長は就任挨拶で、村の基幹産業である産業を振興すること、消費する側の求めるものをしっかりとつかみ、生産、加工、販売という仕組みをつくることです、農業の6次産業化を進める中で新たな雇用も生まれればと考えていますと言っています。有機農業は、まさに宮下村長の考えそのものと思います。

また、挨拶では産業振興課長から国でも有機農業を25%に上げていきたいとの方向との報告がありました。

改めて村の有機農業の在り方についてお聞きしたいわけではありますが、隣の松川町でも盛んにやっておるようでもありますし、臼杵市では平成14年から取り組んでいるようでもあります。

3月のときに臼杵の話が出ましたので、事例をかいつまんで上げてありますので報告します。

臼杵市では、農産物の本来の味を消費者の皆さんにお届けするために平成22年—2010年に臼杵市土づくりセンターを開設し、原材料の8割を草木類、2割を豚ふんとした「うすき夢堆肥」を製造しております。この「うすき夢堆肥」などの完熟堆肥で土づくりを行い、化学的に合成された肥料の使用を避けて栽培した農産物を「ほんまもん農産物」として市長が認証しているようでもあります。

臼杵市では、

食べる人のことを考えた農業が大切であることは言うまでもありません。化学肥料は便利ですが、安易に使い続けると、どうしてもリン酸・カリ・石灰などの栄養分が余ってしまい、土に蓄積されることで、かえって作物が育ちにくくなってしまいます。健全な農産物は、健全な土から。畑の土には様々な菌や微生物が無数に存

在しています。これら土着菌の動きを高め、土の生命力を回復していくためには、よく発酵した良質な堆肥で土づくりを行うことが重要です。豊かな土をつくることは、おいしく健康な農産物を育てることです。臼杵市では、畜産糞尿が主原料の栄養型の堆肥と違い、草木類8割、豚糞2割を主原料として使い、6ヶ月かけて発酵完熟させることで、自然の土に近い堆肥「うすき夢堆肥」を製造することに取り組んでいます。平成22年秋から製造を開始し、1年あたり1,600トン以上の堆肥を製造できるようになりました。「うすき夢堆肥」を10年、20年と使い続け、作物を育てる土をより豊かにしたいと考えています。

とのこと。

臼杵市では、堆肥のバラでの販売は1tが5,000円でございます。

ちょっとちなみに、下に間違えて書いてしまいました。現在は2t車1杯でございますが、1万8,000円って書いてありますけれども、1杯の堆肥、種類によって1万2,000円くらいから1万8,000円くらいまであるそうでもあります。

村の考えをお聞きします。

○村 長

農林水産省が策定をしましたみどりの食料システム戦略は、持続可能な食料システムを確立するため、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬の使用量50%低減、化学肥料の使用量30%低減、有機農業の取組面積割合を25%——約100万haに当たるようであります。に拡大するなどを柱として、2050年までにこれを目指すというふうにしております。

村内におきましては、片桐地区を中心に有機農業に取り組む農業法人や新規就農者が農地の重要な担い手となり、生産から販売までを自主的な活動により取組がされてまいりました。したがって、有機農業を推進する土壌は、一部ではありますが形成されていると考えております。

今回、農林水産省の戦略が明確化されたことで、有機農業の国内における進捗はさらに進むことが予想されます。SDGsなど、消費者の有機に関するニーズも考慮いたしますと、有機農業は加速度的に進捗をすることが想定をされるところであります。

近隣におきましては、松川町が有機農業と学校給食を結びつけるなど積極的な活動を既に行っておりまして、今後も県内の自治体で取組が進むことが予想されます。

有機農業はこれからの農業のスタンダードになることが予想されますことから、村内には既に一歩進んだ状況にある農業者がいることを踏まえまして、さらなる有機農業の前進を図りたいと考えます。

具体的には、有機農業に取り組む農業者組織であります未来に手渡したい食と農を育てる会・中川の皆さんとの連携、有機栽培や土づくりの重要性を説く先駆者、こういった方がかつて村に住んでいらっしゃいました。これらの方の実践に学び、農業委員会や農業経営者会議などにも参加を呼びかけていきたいというふうに考えております。

また、6次産業化についても、ふるさと納税返礼品での活用ですとか、農産物加工施設を活用した標品化など、村の特産品創出に寄与することができると思われますの

- で、村営農センターを中心に研究を進めてまいります。
- 8 番 (柳生 仁) 村長から大変前向きな答弁をいただきました。
ぜひ、これから日本で最も美しい村の中川からおいしい農産物ができることを期待したいわけであります。
ちなみに、私がお付き合いしているレストランでも中川村ブランドで農産物を送ってもらって使っておるようであります。中川村っていう響きがとてもいいようでもありますので、ぜひとも取り組んでいただきたいわけでありますけれども、再度確認ですが、未来に手渡したい食と農を育てる会の方たちもしっかり支援しながら有機農業の取組をしていただけるかどうか、再確認をお願いします。
- 村 長 有機農業、有機農産物といいますかに取り組む団体はここだけではありません。
これはいろいろあるというか、先ほど議員のおっしゃったように土壌微生物ですとか——この会の皆さんは糸状菌って言っていました。こういったものを活用していく方法、いろいろあるかと思えます。
これだけではなくて、もう既に隣の松川町にはナチュラルアースまつかわという会がありますし、私もその中の講演を何度か聞いております。
そういう意味で言ったら、有機農産物、化学肥料を減らしていくということになりますと、ここだけではないわけでありますので、特にこの団体については学校給食を中心にして有機農産物をできるだけ広げていきたい、だけど取りかかりは全て有機栽培、こういう方法でなきゃ駄目だということを言っているわけじゃないと思えますので、広く連携するということがよろしいかと思えます。
- 8 番 (柳生 仁) 今は高齢化社会になっておりますので、高齢者でも一緒になって取り組めるような有機栽培、それでおいしい農産物、また学校給食もいずれ 100%を有機栽培でというような方向づけでもって取り組んでいただければうれしく思っております。
前向きな答弁をいただきました。
以上でもって終わります。
- 議 長 これで柳生仁君の一般質問を終わります。
以上で本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会といたします。
お疲れさまでございました。
- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)
[午後 3 時 3 5 分 散会]